

# 第5号 まいたち昇治

(2015.7~2015.12月)

参議院選挙制度改革

「合区」特集があります!!

## 『活動報告』



ご挨拶



2015.10.25 三徳山炎の祭典「火渡り神事」(三朝町)

いつも大変お世話になり、誠にありがとうございます。昨年に続き、本年も何卒よろしくお願い致します。

昨年は戦後70年の節目の年でありましたが、戦後最長の会期となった通常国会が9月下旬まであり、参議院選挙制度改革において、人口が少ないという理由だけで特定の県と県を一つの選挙区とする憲政史上初の合区が導入されたほか、60年ぶりの抜本改革と言われ、地域農協の自由度を高める農協改革、そしてあくまで日本国の自衛力を高めるものであり、憲法の範囲内である個別的自衛権の拡大解釈に止まるものの、国際法上の解釈では集団的自衛権となるその一部を限定的に行使可能とする平和安全法制、TPP（環太平洋経済連携協定）の大筋合意等、歴史的出来事が数多くありました。一方、地元鳥取では、若美町の「住みたい田舎ランキング」での全国1位獲得をはじめ、三徳山・三朝温泉の日本遺産認定、平成30年の大山開山1300年祭に向けた取組スタート、山陰海岸ジオパークのユネスコ世界遺産としての格上げ、鳥取空港5便化の継続、スターバックスやセブンイレブンのオープン等、嬉しい出来事が数多くあり

ました。また、国全体では、出生数が減少し続け、100万人割れが危惧されていたところ、平成26年の約100万3,500人から平成27年には約100万8千人（推計）と、ようやく明るい光が見え始めました。

国会議員として3年目を迎えた私としましても、昨年から新たに国会対策委員会副委員長を拝命し、参議院の委員会運営等に関し重要な役割を担うこととなったほか、自民党でも、農林部会及び水産部会の副部長に就任する等、様々な役職を頂き責任の重さを痛感しています。

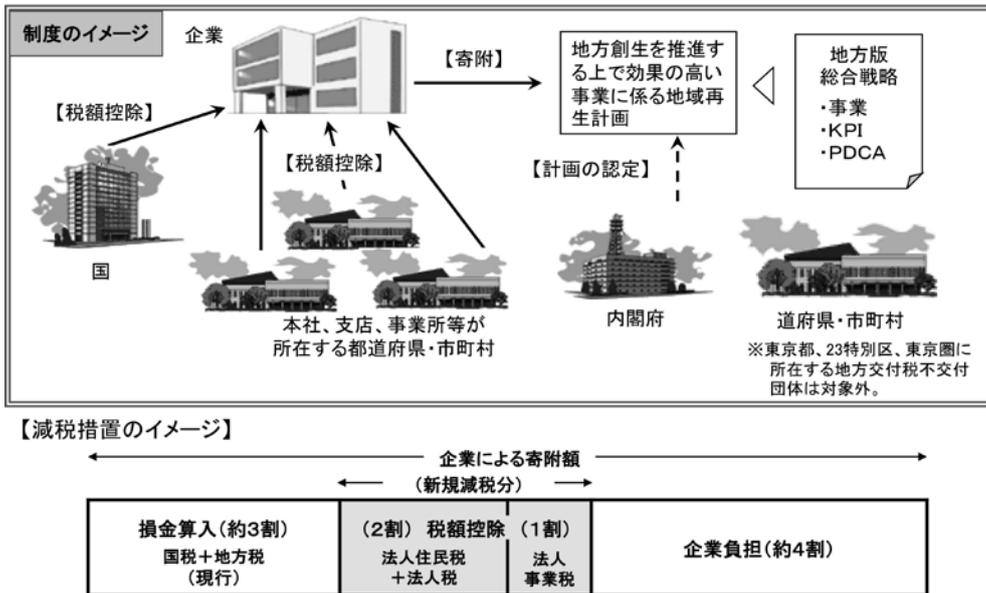
本年は1月4日から速やかに第190回通常国会が開会され、経済最優先のもと、補正予算、そして平成28年度当初予算その他税制等予算関連法案の早期成立を図り、デフレからの確実な脱却や地方創生を力強く進めることとしています。昨夏に決定された財政健全化計画や消費税の軽減税率の導入に伴う1兆円の減収等の関係で、補正、当初共に厳しい予算折衝がなされましたが、補正は昨年並みの総額3.5兆円、当初は微増の96.7兆円を確保することができました。内容面でも、補正ではTPP対策3,400億円、公共事業関係予算5,800億円（昨年より1,400億円増）、低年金の方（高齢者の1/3をカバー）への臨時福祉給付金3,600億円、地方創生の交付金及び「ものづくり・サービス・商業」補助金共に1,000億円等、地域の安全安心、経済活性化に必要な対策が確保されたほか、当初予算では、診療報酬の▲改定は不本意でしたが、社会保障の重点化と効率化に努めた結果、公共事業（昨年より26億円増）や農林水産予算（昨年より1億円増）等、少しでも増額を確保し、過去の削減傾向から脱却する姿勢を示すことができました。

改めて本年は、中国の景気減速のほか、湾岸地域における日本の重要な原油輸入国であるサウジアラビアとイランの対立、北朝鮮の4回目の核実験等、海外に多くの不安要素がある中で、デフレ脱却が軌道に乗るか、来年4月の消費税率10%引上げに耐えうる経済社会環境になれるか、各地方団体で作成した地方創生計画を円滑に実施できるか、平和安全法制やTPP大筋合意に対する国民理解を深めることができるか等、今後の国と地方の将来を左右する正念場を迎えます。重要課題を着実に解決しながら政治を前に進め、明るい未来を切り拓いていけるか、正に今夏の参議院選挙が重要となります。

過去の衆参ねじれによる、大臣への不信任決議の乱発等で審議が停滞し、政治も経済も社会も混乱・低迷するあの悪夢を避けるためにも、何としても安定政権を目指さねばなりません。一方で、自公政権も、経済政策等が順調だからといって、平和安全法制や農協改革、合区等で様々な批判があることに對し、襟を正し謙虚にならねばなりません。

今回の新たな選挙制度により、さらに大都市圏の議員が10名増え、地方の議員が10名減ることとなります。東京一極集中や人口減少社会に歯止めをかけ、地方創生を軌道に乗せていくためにも、国の法律や予算への地方の声の反映がより一層重要になります。合区による選挙は今回限りとし、次回以降は人口最優先主義とは一線を画し、各県から最低1名以上の代表が確実に出せるよう、人口減少社会に對応したあるべき選挙制度の構築に向け、憲法改正を含めた抜本改正に取り組んで参ります。引き続き、初心を忘れず微力を尽くしますので、変わらぬご厚誼の程、何卒よろしくお願い致します。

## ○企業版ふるさと納税の制度が新たにできました!



## 座右の銘

## ○TPP (環太平洋経済連携) に対する政府の対応

・内閣官房

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo2.html>



・農林水産省

<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/index.html>



## ○「自由民主第2664号(H27.9.1)」に掲載されました!

幼い頃、「為せば成る すれば必ずや道は開ける 為さねば成らぬ何事」といった趣旨が心にも「というフレーズにストンと落ち、以来を「かかしらで覚え、ずっと私の座右の銘に「頑張れば何でもできなっています。」

「何事もやってみな 私は、鳥取県の豊かな自然を食、そして何少少子高齢化、外国の進め方や参議院選挙制



参議院議員  
舞立 昇治

「為せば成る 為さねば成らぬ何事も」

場主義を心がけながら 民衆の姿を目の当たりを私の地元で多く聞へ進めることができ、

国と地方の行政を幅広く にし、私も故郷鳥取が き、強い危機感を持つるものと確信していま

「忘れもしない平成24 年の政権奪還、デフレ、 の道を決断しました。 75歳以上問題やそれ以降の深刻な人口減少社

「現場重視の謙虚な姿勢に立ち戻り 着実に政策を前へ進め、明るい未来を切り拓く

「現場重視の謙虚な姿勢に立ち戻り 着実に政策を前へ進め、明るい未来を切り拓く

大好きです。家業の傍 脅威などによる経済、 度改革における国の重 本再生と地方創生の確

ら社会貢献に汗を流す 財政地域社会存続、外 要な構成要素である都 を築くために残された

父の背中を見て育った 交・安全保障の危機と 道府県の存在を軽視し 時間はそう多くはあり

私は、いつからか公務 いった様々な困難に直 た合区の導入など、最 ません。

員を自指し、地方の発 面し閉塞感が漂う中、 近の政治には国民・地 自民党はもう一度、

屋を第一に考える総務 現場重視でもう一度生 方目標の謙虚な姿勢が 政権奪還時の現場重視

省に入省して以来、現 まれ変わろうとする自 欠けてきたとこの意見 の謙虚な姿勢に立ち戻

るべきです。そ の姿勢を貫いて いけば、必要な 政策を着実に前



# 一部「合区」は不公平

## 地域事情反映すべき



くむら・そうた 1980年、横浜市生まれ。東京大学法学部卒。同助手などを経て2006年から現職。専門分野は憲法。著書に『平等なき平等等項論議』（東京大学出版会）、『テレビが伝えない憲法の話』（PHP新書）、『キヨミズ准教授の法学入門』（星海社新書）、『憲法の創造力』（NHK出版新書）がある。35歳。

首都大学東京准教授

木村 草太氏

### 参院選挙 制度改革

参院の1票の格差、是正に向けた選挙制度改革をめぐり、与野党の議論が佳境を迎えている。人口の少ない鳥取県は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っており、与野党は来年夏の参院選を期して実施する方向で合意している。「1票の価値の平等」を確保、地方の立場を踏まえた選挙制度の在り方について、首都大学東京の木村草太准教授(右)と明治大井田正道教授(左)に話を聞いた。

明治大学教授

井田 正道氏



くいだ・まさみち 1960年、東京都中野区生まれ。早稲田大学法学部卒。明治大政治経済学部助教授などを経て2006年4月から現職。専門分野は「政治学」。12年3月から14年3月までデューク大学アジア太平洋研究所客員研究員。日本政治総合研究所理事。著書に『世論調査を読む-Q&Aからみる日本人の「意識」-』（明治大出版会）など。54歳。

## 「人口ありき」は問題

「人口ありき」は問題。選挙区を人口で割り切ると、地域事情が反映されず、不公平が生じる。鳥取県のように人口が少ない地域は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。

「合区」案が浮上っているのは、参院選の1票の格差を是正しようとする動きからである。鳥取県のように人口が少ない地域は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。

永田町との意識に差。人口の少ない選挙区を確保する選挙区を「合区」案が浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。

鳥取県は数字上では明確に不利な立場に置かれている。人口の少ない鳥取県は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。

鳥取県は数字上では明確に不利な立場に置かれている。人口の少ない鳥取県は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。

「1票の格差」問題。選挙区を人口で割り切ると、地域事情が反映されず、不公平が生じる。鳥取県のように人口が少ない地域は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。

「1票の格差」問題。選挙区を人口で割り切ると、地域事情が反映されず、不公平が生じる。鳥取県のように人口が少ない地域は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。

「1票の格差」問題。選挙区を人口で割り切ると、地域事情が反映されず、不公平が生じる。鳥取県のように人口が少ない地域は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。

「1票の格差」問題。選挙区を人口で割り切ると、地域事情が反映されず、不公平が生じる。鳥取県のように人口が少ない地域は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。

選挙区を人口で割り切ると、地域事情が反映されず、不公平が生じる。鳥取県のように人口が少ない地域は、選挙区を一つにする「合区」案の対象として浮上っている。しかし、合区は必ずしも公平な解決策とは限らない。地域の実情を踏まえた選挙制度改革が必要である。



# 包囲網形成で「陥落」

## 自民 合区受け入れ

自民党は、参院選挙制度改革をめぐり「鳥取・島根」と「徳島・高知」の合区を柱とする案で野党4党と合意した。来夏の参院選を見据え、4党案と、公明・民主両党案の合区案が出てくる。

### 6増6減にこだわり

「断腸の思いだが、ここで一任してほしい」。国会内で9日午後開かれた自民党参院議員総会。「絶対認めない」「地方軽視だ」との反対の声が響いた後、溝手顕正参院議員会長はこ

## 追い込まれ窮余の策

強い。溝手氏が合区のない定数「6増6減」案にこだわり続けた理由でもある。

### 首相の「いら立ち」

腰が重いのには、ほかにも事情があった。合区対象である島根県選出だった元参院議員、青木幹雄氏の存在だ。いまだに参院内に影

## 表層 深層

響力を保ち、合区に反対していることを無視するわけにはいかなかった。

「本会議採決を棄権してほしい」。6月上旬、国会内の控室。公明党幹部と向かい合った溝手氏は頭を下

げた。公明党が棄権してくれば、過半数ラインが下がり、自民党だけで「6増6減」を強引に採決できる

可能性があるとみて、勝負に出た。公明党に「蹴されたい」と話した。公明党に「蹴されたい」と話した。公明党に「蹴されたい」と話した。

「いまさら自民・4党案には乗れない」（幹部）との声も強い。自公両党では、合区問題を連立関係に影響させないことを確認しているが、

「敵」であるはずの野党第1党と手を結ぶ異例の事態となっただけに、信頼回復は「簡単ではない」（関係者）との見方もある。

## 「地域代表の意義否定」

### 対象有権者の理解は未知数

隣接する選挙区を統合する「合区」の参院への導入は、都道府県の地域代表としての議員の存在意義を否定することにつながる。野党は、対象の県を中心に早くも異論が相次いでいる。有権者の理解を得られるかも未知数の面が残る。

戦後新設された参院に、各都道府県で議員を選出する選挙区制度が設けられたのは、地域代表としての性格を持たせる狙いがあった。合区導入は、長年維持されてきた制度が崩れることを意味する。自民党ベテラン議員は「地方創生が叫ばれる中、地域の視点で政策を訴える議員を減らしていいのかわかる」と訴える。

自民党は党憲法改正草案に、参院選の選挙区を都道府県単位とし、改選ごとに各県から少なくとも1人を選出すると書き込む方針だ。憲法に都道府県単位の選挙区制度を明記することで、相当程度の「1票の格差」があったとしても合意だと位置付ける狙いがある。党関係者は「合区は一時的な措置で、将来的に改憲が実現すれば地域代表を復活させることができる」と示すためだ」と明かす。

選挙実務を担当する総務省の幹部は「隣の県で出馬していた人を地元候補として簡単に受け入れられるだろうか」と、合区対象となる4県の有権者感情を懸念する。高知県選出の高野光一郎参院議員は「高知県の知事、県議会、市議会の大半が反対だ」と強調した。

岩井奉信日本大教授（政治学）は「合区を導入すれば都市部の意見の重みが増し、地方は軽くなる。地域代表という参院らしさは失われる」と指摘している。

「首相は荒井氏から選挙制度論議の情報を仕入れている」と解説する。荒井氏も周辺に「首相とはあうんの呼吸だ」と話したという。公明党ととも性格差2倍未満の案を主張した民主

野党4党案だった。発案者は、元自民議員で、首相に近い新党改革の荒井広幸代表だ。自民党の当初案6増6減を土台に、二つの合区を組み合わせた。「誘いを掛けよう的な案（党ベテラン）」

# 「創生逆行」と猛反発

## 「非現実的」「乱暴だ」

### 県内首長、財界一斉に批判

#### 合区合意

自民党が「鳥取・島根」の合区を含む定数「10増10減」案の受け入れを決め、維新の党など野党4党と合意し、来年夏の参院選で合区が導入される公算が大きくなったことを受け、鳥取県内の市町村長や経済界は憤りの声を上げた。戦後定着した都道府県単位の選挙区が崩されることに地元は抵抗感が強く、「地方創生に逆行する」と反発。県境を越えた広大な選挙区の設定にも「非現実的」と疑問を投げ掛けた。

県市長会長の深沢義彦が「鳥取県は鳥取県の声が国政に届きにくくなる」と懸念。「都道府県は地勢や歴史的要素で構成される基本的な行政単位。人口

だけで選挙区を考えると、参院に声が通らなくなるのは理不尽」と声を荒らげたのは、県町村会長の小林昌司若桜町長。合区されれば「有権者数に差がある以上、鳥取から参院議員は生まれなくなる。最も離れた若桜町のことを鳥根の候補者が考える

参院に声が通らなくなるのは思えない」と指摘。荒らげたのは、県町村会長の小林昌司若桜町長。合区されれば「有権者数に差がある以上、鳥取から参院議員は生まれなくなる。最も離れた若桜町のことを鳥根の候補者が考える

平井伸治知事は「都道府県を単位にわが国の民主主義は動いていく。それを捨てることにならないか。違和感がある」と国会に慎重な判断を求めたが、「選挙制度は国会の専断事項」と賛否の言及は避けられた。

参院「1票の格差」は正に伴う選挙制度改革で、参院自民党執行部が「鳥取・島根」を含む2合区を受け入れる方針を固めたことを受け、同党鳥取県連の山口享会長と稲田寿久

参院「1票の格差」は正に伴う選挙制度改革で、参院自民党執行部が「鳥取・島根」を含む2合区を受け入れる方針を固めたことを受け、同党鳥取県連の山口享会長と稲田寿久

参院「1票の格差」は正に伴う選挙制度改革で、参院自民党執行部が「鳥取・島根」を含む2合区を受け入れる方針を固めたことを受け、同党鳥取県連の山口享会長と稲田寿久

参院「1票の格差」は正に伴う選挙制度改革で、参院自民党執行部が「鳥取・島根」を含む2合区を受け入れる方針を固めたことを受け、同党鳥取県連の山口享会長と稲田寿久

した。県商工会議所連と強調した。衆院選では選挙区が分断されるなど、選挙制度改革の影響を受け、同友会中部地区の河本「たまたま隣り合う少数県同士を一緒にするのは安易。例えば鳥取・岡山で2人区にすれば、鳥取の議席を失われる可能性がある」と話した。

### 参院議員、ゼロになる危機感

幹事長が9日、県庁で緊急会見した。山口会長は、島根選挙区と合区した場合、有権者の規模から2議席とも島根県の候補者が独占する可能性を示唆。「鳥取県の参院議員がゼロになる」と危機感を募らせた。稲田幹事長も、合区受け入れの方針を固めるまで、公聴会など合区対象県から直接意見を

## 一方的、地方軽視だ

### 舞立氏ら悔しさあらわ

国会内で9日行われた自民党の参院議員総会。合区対象県選出議員らの抵抗が激しく、「鳥取・島根」「徳島・高知」の2合区を含む定数「10増10減」の受け入れが決まった。総会後、記者団の取材に応じた鳥取選挙区選出の舞立昇治議員は「一方的」「会長一任」で終わって。地方軽視が、20人もしていない」と

と強引な手法だったと批判し、「強い怒りを感ずる」と党幹部への不信感を募らせた。徳島選挙区選出の三木亨議員も「総会の終わり方は一方的。残念」と肩を落とした。3氏は地元での説明が得られる説明や今後の対応策を執行部に求めたが、「これから検討する」「努力する」と

と強引な手法だったと批判し、「強い怒りを感ずる」と党幹部への不信感を募らせた。徳島選挙区選出の三木亨議員も「総会の終わり方は一方的。残念」と肩を落とした。3氏は地元での説明が得られる説明や今後の対応策を執行部に求めたが、「これから検討する」「努力する」と



自民党の参院議員総会後、記者団の質問に応じる(左から)舞立議員、高野議員、三木議員。9日、国会内。

異論もある。元参院議員の川上義博氏は「参院は地域や職域代表の色合いが強く、最大格差4倍程度でも問題ない」と持論を展開し、「たまたま隣り合う少数県同士を一緒にするのは安易。例えば鳥取・岡山で2人区にすれば、鳥取の議席を失われる可能性がある」と話した。

参院「1票の格差」は正に伴う選挙制度改革で、参院自民党執行部が「鳥取・島根」を含む2合区を受け入れる方針を固めたことを受け、同党鳥取県連の山口享会長と稲田寿久

参院「1票の格差」は正に伴う選挙制度改革で、参院自民党執行部が「鳥取・島根」を含む2合区を受け入れる方針を固めたことを受け、同党鳥取県連の山口享会長と稲田寿久

# 憲政初 県境越え選挙区

憲政史上初めて、都道府県の枠を越える合区が参院選で導入されることになった。自民党は伝統的に強い地域の定数が減る仕組みだけに最後まで抵抗したが、他党に外堀を埋められしむに妥協した。一方、選挙区が県境を越えることへの問題点も指摘されており、合区対象の地元には不満の声もある。

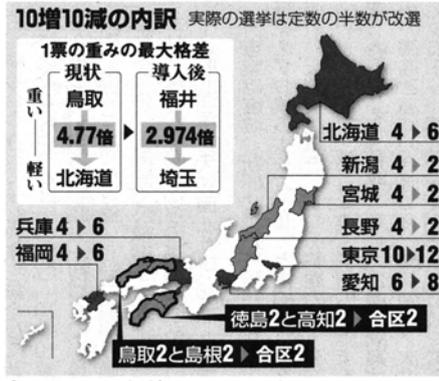
▼1面参照

## 参院合区導入

### 時刻時刻

## 迷走2年 自民しぶしぶ 任期あと1年 他党に迫られ

「自民党が参院で単独過半数を持つておらず、断腸の思いだが、一部の合区に踏み切らざるを得ない結果になった」。自民党の溝手



合区をめぐる経緯

2013年	7月	第23回参院選。最大格差は4.77倍
	9月	与野党による選挙制度協議会設置。座長は脇雅史・自民参院幹事長(当時)
	14日	4月 脇氏が「11合区」案を独自に提示。対象県の議員らが猛反発
	9月	脇氏、更迭される
	11月	自民が「6増6減」案など3案提示 最高裁が13年参院選について「違憲状態」判決
	15日	5月 与野党協議がまとまらず、検討会の議論打ち切り
	6月	野党4党が「6増6減と2合区」案発表
	7月	民主と公明が「10合区」案で合意 自民と野党4党が「6増6減と2合区」案で合意

来夏に改選を迎える参院議員の任期満了は7月25日。新制度を有権者に周知するためにも、1年を切る前の合意が望ましい(公明党・山口那津男代表) 中できりぎりのタイミングだった。しかし、そもそも一票の格差は正に向けた参院の選挙制度協議会が始まったのは2013年9月だ。自民は合区対象になる人口の少ない県で伝統的に強い支持基盤を持つため、何とか合区を回避しようと「6増6減」案(最大格差4・31倍)など、格差は正につながらない案を延々と議論し、合区について党内議論を避けてきたのが実態だ。

この日の議員総会では、一転して合区を受け入れる方針に「党本部と地方の議論を尽くすべきだ」「この案で合意になるという根拠を示すべきだ」などの不満が噴出。溝手氏は「県連と十分に議論する」とまがななかつた」と釈明せざるを得なかった。特に合区対象県の選出議員からは「県の代表を無視するのか」「(合区となる)県のプライドはポロポロだ」との反発が出たが、溝手氏に対応を一任して総会は終わった。

自民が一度は合区を本格的に検討したことはあった。2010年参院選を「違憲状態」と判断した12年の最高裁判決は、都道府県単位の選挙区を見直すよう迫っていた。残された現実的なのは正策は合区しかない。こう判断した当時の脇雅史参院幹事長は14年4月、22府県の「11合区」を私案として発表した。党内からは猛反発がおきた。そこで溝手氏ら参院執行部は昨年9月、脇氏を更迭し、合区案は宙に浮いた。

脇氏を更迭した手前、「メソッドにかけて自ら合区を認めることはできない」(参院幹部) 状態に陥り、「6増6減」にこだわり続けることになった。事態が膠着する中、自民に助け舟を出したのは、安倍晋三首相と親しい新党改革の荒井広幸代表だった。党がまとまるのは「6増6減・2合区」しかない」と伝えたうえで、維新の党など野党4党案を発表。もし我々の案に賛成してくれないければ、(10合区案の)民主

公明と組む。本気だ」と自民に決断を迫っていた。野党に外堀を埋められた末、自民に残された選択肢は、合区が二つで済む野党4党案に賛同することだけだった。

## 対象4県「ひどすぎる」 参院の位置づけ、議論半ば

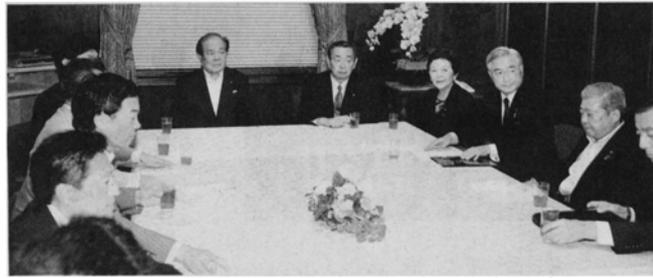
合区対象となった4県からは一斉に反発の声が上がった。高知と合区することになる徳島の嘉見博之・自民党県連幹事長は「田舎には田舎の課題が山積するのになんか信用が衰えてしまふ。こんな小手先の改革はひどすぎる。こんなあり方が憲法違反の状態ではないか」と憤った。鳥取の平井伸治知事は「地域代表は都道府県単位のいう大原則を放棄していいのかわ」と指摘。島根の溝口善兵衛知事も「都道府県単位の代表が国政に参加する仕組みがないと、民意の反映が難しくなる」と苦言を呈した。

人口が約58万人と全国最小で、人口約70万人の島根と合区する鳥取はとりわけ深刻だ。自民党県連の山口享会長は「島根に議席を取られる。鳥取県の代表がゼロになることは絶対に許せない」と反発する。また、自民党では、徳島県連も高知県連も来夏の参院選の候補者をすでに決めている。今後、候補者の調整をめぐる、党内に大きな禍根を残しかねない。

今回の合区の導入は、司法が突きつけた「一票の格差」の是正という宿題に対応するために、「地域代表」としての国会議員の役割を捨てる、という問題を投げかけるものだ。高知選出の衆院議員の山本有二・元金融相は9日の会合で「最高裁の判決をおもんぼかつて、強制的に議員を地方から失わせていくという現象を、どう腹の中に取入れたいのか。司法は立法に介入し過ぎなのではないか」と不満をぶちまけた。

総務省が今月発表した住民基本台帳(今年1月1日時点)を見れば、前年より人口が増えたのは東京、沖縄、埼玉など6都県に限られ、都市部への一極集中が進んでいる。この傾向が続けば、地方の選挙区でさらなる合区が必要になり、地方の議員が減り、都市部の議員が増えていく。国立国会図書館の調査では、日本の参院にあたる海外の上院の二票の格差をみると、米国が約70倍(06年)、スペインが144倍(07年)もある。ただ、憲法で上院の性格を地域代表と明確化し、各選挙区への定数の配分も決めている。日本の憲法では、43条で「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」としか記されていない。衆参で過半数の政党が違つ「ねじれ国会」では、「良識の府」といわれた参院が、法案の賛否をめぐると野党攻防の最前線となり、「政局の府」となってしまう。

## 折れた自民 合区容認



参院選挙制度改革で、維新の党の片山虎之助参院議員会長（奥中央左）など野党4党と会談する自民党の溝手頭正参院議員会長（奥中央右）＝9日、国会内（斎藤良雄撮影）

### 退路断たれ「政治的決断」

「一票の格差」是正に向けた参院選挙制度改革で、自民党は、隣接選挙区を統合する「合区」に対する党内慎重派に配慮するあまり迷走を続けてきた。来夏の参院選まで約1年に迫る中での決断は、党内外からの「圧力」によってだった。

（清宮真一）＝1面参照

「合区容認は地方軽視。地方創生を掲げる自民党が賛成していいのか」。9日の参院議員総会で、合区の対象となる鳥取県選挙区選出の舞立昇治氏はこう訴えた。だが、溝手頭正参院議

員会長は「政治的決断をし」と押し切った。

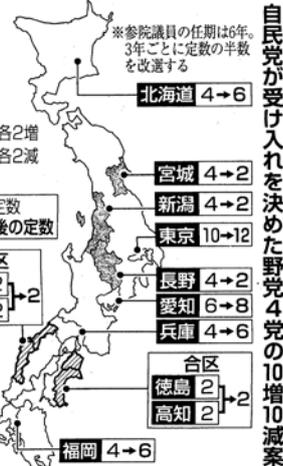
しかし、もともと合区を主導したのは、ほかでもない自民党だった。与野党の選挙制度協議会で座長を務めた脇雅史前参院幹事長が昨年、合区案を提示したが、都道府県単位の選挙区制度維持を求める身内からの反発で頓挫したのだ。

昨年11月の協議会では①選挙区定数の6増6減②鳥取と島根の合区③6増6減と合区④の3案を主張したが、協議会では結論が得られず、今年5月の参院正副議長と与野党代表者による検討会でも成案は得られなかった。

自民党幹部は「最小限の合区は当初から覚悟していた。だが、大胆すぎる脇氏の案が突如出てきて党内が混乱した」と漏らす。しかし、来夏の参院選まで約1年のここに来て、連立政権を組む公明党が、民主党との間で、20選挙区を10合区に統合する案で合意し、退路を断たれた。

残された選択肢は、維新の党など野党4党が「自民党への助け舟」（次世代の党幹部）と提案した10増10減案。大胆な合区を避けるには、この案に乗る以外、もはや道はなかった。9日、10増10減案で自民党と野党4党が合意した会談後、維新の党の幹部はつぶやいた。「全てシナリオ通りだよ」

魚住裕一郎参院会長は8日、自民党の溝手頭正参院議員会長と会談し、10増10減案に関して協議。魚住氏はさらなる合区を求めて、妥協点を探ったが、溝手氏は「これ以上の合区は無理だ」と突っぱねた。2人は、連立関係には影響させないことを確認して会談を終えた。



### 10合区案の民主・公明、対応苦慮

自民党と維新の党など野党4党が「10増10減」案で合意したことで、20選挙区を10合区に統合して格差を2倍以内に抑える改革案で、他党に賛同を呼びかけていた民主と公明両党は難しい対応を迫られそうだ。民主

会長は記者団に、今年1月1日現在の住民基本台帳で10増10減案が最大格差3.02倍となることを踏まえ、「一票の格差が3.0倍を超える数字は、これまで経過からしてもものめない」と指摘。その上で、「明

一方、連立政権を組む公明党は、苦しい立場だ。民主と10合区案で合意した場合、公明党幹部は「対応を検討する」としている。

# 自民 両県共闘道険しく

## 難航必至の候補者調整

1票の格差に伴う参院の選挙制度改革で、鍵を握る自民党が「鳥取・島根」両選挙区を含む合区容認へかじを切った。2016年夏の参院選に向け、党本部は両選挙区で改選を迎える唯一の党現職である島根選挙区の青木一彦氏(54)を公認候補とする方向で調整に入るなど、水面下の動きが加速している。ただ、党鳥取県連をはじめ、急きょ合区容認に転じた党本部への反発は強く、曲折が予想される。初めての県境をまたぐ選挙にどう向き合っていくのか。現職議員3人を抱える同党を軸に、主要政党の思惑を探る。

(1面参照)

### 参院選 最難合区の渡紋

<上>

自民党の参院執行部が合区の受け入れ方針を打ち出してから、一夜明けた10日朝。島根県選出の党所属の衆参国會議員4人が東京・永田町の党本部の



自民党幹部への申し入れを終え、部屋を出る同党島根県連の竹下亘会長(左)や細田博之党幹事長代行ら県選出国會議員—東京・永田町、党本部

一室に集まり、対策を協議した。終わると、4人はそろって足早に、同じ建物にある副総裁室と国会内の幹事長室に向かった。アポイントすら取らない行動が、急を要す事態を物語った。

### 救済策訴える

谷垣禎一・党幹事長と向き合った島根県連会長の竹下亘復興相(衆院島根2区)は「万が一(合区を)やるならばと断った上で、救済策を訴えた。

合区対象となる「鳥取・島根」、「徳島・高知」選挙区の4県のうち、選挙区で候補者擁立を見送る2県からも、全国比例での候補者を選び、当選できる仕組みづくりだった。

成否は、合区での勝敗を左右する。1年後に迫った参院選で改選を迎える党現職はいないとはいえ、鳥取県連が青木氏への候補者一本化で、やすやすと首を縦に振る状況にはない。仮に決まっても、同県内の青木氏の知名度の低さは否めない。しこりが残れば、運動量に響き、当選は

おぼつかないだけに、党島根県連の森山健一幹事長は「(鳥取側の)協力が無い」と選挙に負ける。頭を下げ、お願いすることになる」と強調する。

ただ、19年の参院選では、島根選挙区に島田三郎氏(59)、鳥取選挙区に舞立昇治氏(50)と、それぞれ党現職を抱える。その調整も含んだ駆け引きとならざるを得ない。

「(今回は青木氏でまともな代わりに)鳥取県連は『次は舞立氏を』と言ってくるだろう。条件闘争になる」。島根県連幹部の一人は、難航を予想す

### 見えぬ着地点

実際、鳥取県連内には、入り口の合区自体への反発が根強い。このため、全国比例での優遇策だけでなく、青木氏の支援の見返りに、4年後は舞立氏の擁立を最優先する構想すら「将来の保証はない」(稲田寿久幹事長)と懐疑的だ。

さらに、山口県議長は10日に鳥取市内で開いた県市長会など4団体の代表らとの意見交換の席上、来夏の参院選で鳥取側が全国比例に回る折衷案について、知た着地点を見いだせていない。

## 鳥取の市長会など4団体

## 共同で反対決議へ

参院選挙制度改革で、自

民党が「鳥取・島根」両選挙区を含む合区を受け入れの方針を固めたことに対し、鳥取県内の市長会と町村会、市議会議長会、町村議会議長会の4団体が10日、共同で「合区反対」訴える方針を決めた。反対の姿勢を鮮明にしている同党県連の呼び掛けに応じた。4団体とも近く合区反対の決議を行う見通し。

同日、鳥取市西町1丁目

長会長の深沢義彦鳥取市長、町村会長の小林昌司若桜町長、市議会議長会長の代理として出席した由田隆倉吉市議会議長、町村議会議長会長の光井哲治湯梨浜町議会議長が

「諦めずにアクションを起す」と呼び掛け、加速する」と憤った。

参院自民幹部

# きょう「合区」説明

## 県連、「断固反対」表明へ

参院選挙制度改革をめぐり、自民党が野党を求め参院幹部とは4党と「鳥取・島根」の合区を含む定数10増10減案で合意した。同県連を訪れるのは、参院自民党の岩城光英副会長と鶴保庸介政策審議会議長。14日午

口亭会長、事務所を訪れて説明する。合区に

増10減案で合意した。同県連を訪れるのは、参院自民党の岩城光英副会長と鶴保庸介政策審議会議長。14日午

口亭会長、事務所を訪れて説明する。合区に

増10減案で合意した。同県連を訪れるのは、参院自民党の岩城光英副会長と鶴保庸介政策審議会議長。14日午

口亭会長、事務所を訪れて説明する。合区に

増10減案で合意した。同県連を訪れるのは、参院自民党の岩城光英副会長と鶴保庸介政策審議会議長。14日午

口亭会長、事務所を訪れて説明する。合区に

増10減案で合意した。同県連を訪れるのは、参院自民党の岩城光英副会長と鶴保庸介政策審議会議長。14日午

口亭会長、事務所を訪れて説明する。合区に

増10減案で合意した。同県連を訪れるのは、参院自民党の岩城光英副会長と鶴保庸介政策審議会議長。14日午

口亭会長、事務所を訪れて説明する。合区に

増10減案で合意した。同県連を訪れるのは、参院自民党の岩城光英副会長と鶴保庸介政策審議会議長。14日午

できない県から比例で1議席を確保することや、法案採決時に党議拘束を外すことなどを谷垣禎一党幹事長に申し入れたが、稲田幹事

も聞いていただけると思うが、1時間ほどで帰る予定と聞く。結論ありきの意見聴取であつてはならない」と話し、参院幹部をけん制する。

また、合区対象県の衆参両院議員が10日、合区に伴い候補を擁立

個人に自意識があるように地域にも集合的な意思決定主体としてのアイデンティティ（一体感）がある。政治の場面では地域の住民が選んだ政治家を地域代表として国政の場に送り出す。

その地域代表を都道府県単位で選出する参院選挙制度の一角が崩れようとしている。

山陰中央新報 2015年 7月11日 掲載

個人に自意識があるように地域にも集合的な意思決定主体としてのアイデンティティ（一体感）がある。政治の場面では地域の住民が選んだ政治家を地域代表として国政の場に送り出す。

2015.7.11

### 参院選合区導入

院選結果が無効とされるかもしれない。

1票の格差是正に向けた政治的決断はタイムリミットを過ぎてしまっている。それは理解しつづめて隣接する県同士を同じ選挙区にまとめる合区という手法が持ち上がった。

合区が導入されれば戦後参院が新設されて初めてとなる維新の党など野党4党案を自

これによって2013年の参院選で4・77倍だった1票の代表制を保障されてきた。その「最低保証」こそ格差是正を妨げてきた元凶と断じられては島根、鳥取両県は立つ瀬がない。

合区の影響は国の政策配分にも及ぶ。地方に向けた国の施策の多くは都道府県単位を想定している。

政策をめぐって隣接する県同士が競合し、利害が対立した場合、民意は戸惑う。島根県民であると同時に鳥取県民でもある民意の二重人格。それは代表制の内実を空洞化させる。

1票の価値の平等は普遍的なものだ。地域エゴでゆがめてはならない。しかし地域エゴを超える地域理性を育てる。しかし合区される県の民意

山陰両県民の声も聞くべき

民党が受け入れたことで改革の骨子が固まった。

それによると、合区するのは鳥根、鳥取と徳島、高知の4県・2合区。それに加え宮城、新潟などの定数を減らし隣接県同士を一つの選挙区に合併させる合区は現実的

### 論説





法案採決  
区選  
2区

# 両県参院議員退席の意向

## 閣僚や衆院4氏は対応苦慮

自民党などが国会に提出した「鳥取・島根1両選挙区の合区を含む公選法改正案」について、党の山陰両県選出国會議員の対応が注目されている。参院議員3人が、24日の参院本会議の採決時に退席する意向を党執行部に伝えた一方、衆院議員の4人は、週明けに想定される衆院本会議での態度を決めかねている。それぞれ合区には納得していないものの、閣僚や党の要職という立場があり、難しい対応を迫られている。



公選法改正案の採決で退席する意向を伝えるため、国会内の自民党幹事室へ向かう舞立昇治氏（左端）ら山陰両県選出の参院議員。東京・永田町

（一面参照）

選挙区の青木一彦、島田三郎両氏と鳥取選挙区の舞立昇治氏ら参院議員は、合区に賛成できないとの意思を示すため、自民党と野党4党による「10増10減」案の採決の際に退席する方向でまとまり、国会内で谷垣禎一党幹事長らに伝えた。青木氏は対応について「地元に対して、最低限の行動」と述べた。これに対し、参院可決後早ければ28日とみられる衆院本会議での対応に関し、衆院議員の結論は出なかった。

「鳥取・島根」合区の波紋  
消すべし  
参院選挙制度改革  
下

自民党と野党4党の協力関係がなければ「両県は運命共同体」23日「鳥取・島根」選挙は勝てない。島根の共同戦線を張る「高知・徳島」の2合根県連の森山健一幹事長は、鳥取県連へは「絶対におか」区を含む公選法改正案を提出し、24日の参院通過が確実となった。合区反対を唱えてきた鳥取、島根両県連は、25日参院の任期満了鳥取、島根両県連は「合区容認 谷垣禎一党幹事長に、島根県連は現職の青木一彦氏（54）の公認を求めた一方、鳥取県連は合区のおおむねを受けて公認候補者を決められない状況だ。

# 「県1人」担保なく 擁立めぐり駆け引き

「県1人」担保なく 擁立めぐり駆け引き  
運命共同体  
「既に（合区後の候補が）青木氏に決まった。鳥取県連へお願ひに行き、県連同士



参院選挙制度改革で「鳥取・島根」の合区を含む定数「10増10減」案を了承した自民党内の会議＝22日、東京都千代田区永田町の自民党本部

「口約束」  
22日、自民党本部で開かれた会議。21日から2日間、合区を含む

「鳥取・島根」合区の波紋  
参院選挙制度改革  
下  
その上で、「将来にわたり放置されるわけにはいかない」と強調。将来的には憲法を改正し、参院の選挙区を都道府県単位とするよう求めるとした。27日に谷垣禎一幹事長に面会する予定。

衆制度改革問題統括本部 けた党島根県連の森山健一「長」を務める事情がある。幹事長は「衆院採決でどう竹下氏は「県代表が出さるかは聞いていないが、可能性が残っている（自民党が提案した法案に）閣僚が4人も退席するわけにはいかない」と強調しているわけにはいかない気もするが、具体的な対応は」と複雑な表情を浮かべた。

合区4県J.A.中央会  
自民に反対  
申し入れへ  
参院選挙制度改革で、自民党と野党4党が鳥取、島根の両選挙区などを合区承を取り付けた立場の「選

「鳥取・島根」合区の波紋  
消すべし  
参院選挙制度改革  
下



# 格差是正見切り発車

## 参院選挙制度 合区導入へ

参院選挙制度改革をめぐる公選法改正案は24日の参院本会議で自民党など5党の賛成多数で可決した。来夏の参院選で「鳥取・島根」「徳島・高知」の各2県を1選挙区とする合区が実現する運びだ。導入への期限が迫る中、与野党の幅広い合意への道は遠く、見切り発車した形。当該4県選出の計6人が造反した自民党はより厳しい是正を求めて反対した公明党とも対応が割れ、政権にきしみも生じかねない。是正の徹底が、地域代表重視か、重い課題は参院にのしかかったままだ。(1面参照)

### 入り乱れる思惑

区を柱とした公明、民主、話を囁らし、「自公で対応」「恥を知れ」。24日の参院本会議は格差が倍未満、5党が違うのは大変だ」と不快。明するため登壇した自民党 見ている。話にならない。員も負けず「自民党こそ、

## 2倍未満か地域代表重視か

# 幅広い合意遠い 与野党

議員に、民主党席からヤジ 案(民主幹部)だ。が飛び一時騒然となった。採決前の午後0時半すぎ、合区反対の自民6議員が賛成しかねる」と退席。公明党は格差2倍では、

## 表層 深層

われわれの意見に耳を傾けたい」と言い返した。公明党は格差2倍では、最高裁から次期参院選に関し「合意」のお墨付きを得られぬ保証はないと主張する。その裏には来年の参院選への意欲がある。対する自民党は「地方の在り方を念頭に置かず、頭割りを数字で判断する」(幹部)は7月中旬、民主と歩調を考えた方の合区に対する拒否

### 参院選挙制度をめぐる各党幹部らの発言

- 菅官房長官** (自民が賛成、公明が反対したが) 今後も連携は揺るぎない [記者会見で]
- 自民・谷垣幹事長** どうしたら都道府県が持っている意味合いを国政に反映できるか。その道を探らないといけない [記者団に]
- 合区対象の選出で退席した自民参院議員** 県代表として選ばれた議員として、考えて考えた中で意思表明した [記者団に]
- 公明・魚住参院議員会長** 参院として意思決定できたことは評価すべきだ。抜本見直しをさらに推進したい [記者団に]
- 民主・岡田代表** 遺棄、遺棄状態の判決が出かねない改革案に終わったのは極めて残念だ [会見で]
- 共産・山下書記局長** 格差が3倍だ。最高裁判決の1票の価値の平等の要請にかなうものではない [記者団に]

かれている中、安倍晋三首相は官邸で谷垣幹事長と会い、合区の対象となつた四つの県連の理解を得る必要があるとの認識を示した。参院では単独で過半数を持たない自民党。来夏の参院選は大きな関門だ。万全の態勢で迎えたい首相にとっては「混乱した印象を与えたくない(政権幹部)との判断が働く。

### 位置付けの命題

1票の格差2倍未満を目指すのか、格差を犠牲にして都道府県単位の地域代表を維持するのか。政党内の隔たりの核心は都市部に人も金も集中する現状をどう捉え、参院をどう位置付けるのかとの命題と深く関わ

## 「1票の格差」100倍超も

世界 歴史や国民意識影響 9カ国

ほぼ平等の国もあれば、制度の起源である1978年の新憲法施行当時から、各地域の声をしっかりと国にも「1票の格差」は存在する。直接選挙で選ばれた9カ国の上院を比較した2008年の国会図書館の調査結果によると、国によ

### 世界各国の「1票の格差」(上院)

スペイン	約144倍
米国	約71倍
スイス	約42倍
メキシコ	約27倍
オーストラリア	約14倍
イタリア	2.41倍
ポーランド	1.71倍
チェコ	1.39倍
ベルギー	1.07倍

※国会図書館の調査結果による(選挙制度はいずれの国も調査時)

差が大きく、スイスは約42倍(06年)、オーストラリアは約14倍(07年)だ。対照的に、格差があまり見られないのは上院が「国民全体の代表」と位置付けられている国々だ。ポーランドでは人口に応じて各選挙区の定数が決められるため、1・71倍(07年)となっている。イタリアも国内の選挙区は2・41倍(07年)に

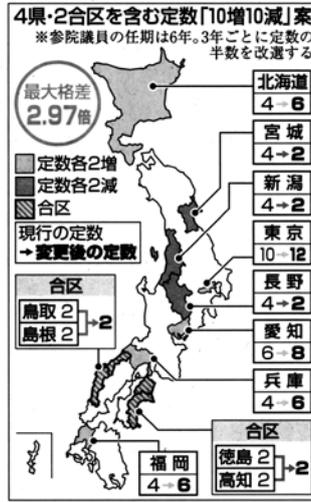
同様に、州ごとの定数が人口に影響されない国は格

# 「鳥取・島根」合区へ

## 来夏参院選で導入

### 定数「10増10減」参院可決

参院「1票の格差」是正に向けた選挙制度改革をめぐり、選挙区を統合する二つの合区を含む定数「10増10減」のための公選法改正案が24日の参院本会議で自民党と、維新の党など野党4党の賛成多数により可決された。合区対象は「鳥取・島根」と「徳島・高知」。28日も衆院本会議で成立する。都道府県単位だった参院選挙区の合区は現憲法下で初。来夏の参院選は「18歳以上」への選挙権年齢引き下げと併せ、制度が大幅に変わる。



#### 参院選挙区定数「10増10減」の公選法改正案のポイント

- 「鳥取・島根」「徳島・高知」を合区し、定数を各2とする
- 合区の両県は「合同選挙区選挙管理委員会」を設置。選挙事務所や選挙カーなどの制限は一般選挙区の2倍に緩和
- 北海道、東京、愛知、兵庫、福岡の定数を各2増、宮城、新潟、長野は各2減とする
- 「1票の格差」は最大2.97倍
- 付則に2019年参院選に向け、抜本見直しで結論を得ると明記

合区対象の4県の「態」と判断した2011年の格差是正や参院の対応が割れるのは極めて異例だ。自民党の鶴保庸介参院政務会長は本会議で「断腸の思いで合区を断念した」と評したが、採決された。西田実仁参院幹事長は「憲法が求める投票価値

の平等に応えるには不十分だと主張した。10増10減案は自民と維新、次世代の党、日本を元気にする会、新党改革が共同提出。定数2(改選数各1)の鳥取・島根、徳島・高知を合区して定数2(同一)の2選挙区とする。定数各4(同一)の宮城、新潟、長野を

に来年改選を迎える現職がない。島根と徳島の現職をそれぞれ合区した新選挙区の候補とし、鳥取、高知両県連の推す候補を比例代表で処遇し「県代表枠」を確保する方向で調整も議席の確保に全力を挙げるとも述べた。

高知新聞 2015年 7月25日 朝刊 掲載、「共同通信配信」

### 参院合区導入へ

「恥を知れ。24日の参院本会議で、2区区案を説明するため登壇した自民党議員は、民主党政務副総長、一時黙然となった。格差は97倍の自民と野党の格差に対し20増・10合区を柱とした民主・公明等は格差が2倍未満の「鳥取・島根」を合区し、定数を各2とする。格差は3倍を超えないように見えている。話にならない。採決前の午後9時半すぎ、合区反対の自民6議員が「賛成しかねると退席した。賛成派、反対派の28票差で、選挙制度の法案としては僅差での決着となった。

## 見切り発車の格差是正

各党の思惑が入り乱れたためだ。自民ベテラン議員は7月中旬、民主と歩調を合わせる公明議員の携帯電話を覗かし、「自公で対立が進むのは大変だ」と不快感をあらわにした。公明議員も負けず「自民も、われわれの意見に耳を傾けない」と言い返した。公明党は、格差3倍で、最高格差から次期参院



参院本会議の公選法改正案採決を前に退席する自民党の舞立昇治氏(中央)＝24日午後

### 割れた自公政権にきしみも

選に際し「合憲」のお墨付きを得られる保証はないと主張する。来夏の参院選をにらみ、改革姿勢をくしくろ感を感じる。公明をアテにする狙いから、明野幹部はこう打ち明けた。自民党は地方の在り。改革を通じて両党に力を急げば、頭割れを生じた「わたがし」(幹部)が、27日に(幹部)考案の合区へ、参院で審議入りする安全の拒否感が強く、4県・保障関連法案をめぐり、2合区が「きりぎり」の不安に影を落とす可能性も。来夏改選の参院案との見立てだ。法案の衆院での採決は、議員の任期切れ1年前に当たる7月25日が改革案のめどとされたことを、公明党は「良識の府」として今後本会議に突き進んだ。部は「対応が割れた」との判断が問われる。

### 表層深層

で互いに不信の目を向けている」と指摘。参院では単独で過半数を持たず、公明依存が高まるだけに、自民党内にも関係悪化への懸念が湧いている。「丁寧」に話をしないと。参院本会議が開かれてから、安倍晋三首相は官邸で合区候補一幹事長と会い、合区対象となる4県連の理解を得る必要があるとの認識を示した。万幸の態勢で選挙を迎えたい首相として「党が混乱し印象を与えたくない」「政権幹部」との判断が働く。



# 何を基準に投票を…

「鳥取県が置き去りにされる」一。来年夏の参院選での「鳥取・島根」の合区。鳥取県内の各業界団体などには抵抗感が強い。

## 有権者、業界団体の反応

道路網などインフラが決まったが、早期開かしてもらえない。地通は「A鳥取県中央展開する中で「国との整備が政治課題として通には予算確保が前提方創生と言いつながら、会の増保則専務パイプを細くしてはただ残る県中部。山陰道となる。県中部建設業地方の切り捨て。矛盾(6)鳥取県は梨やうめだ。島根の議員が鳥形成する北条道路(13)協会の高力修一会長している」と憤った。ツキヨウなど知名度が、取県庁と政策を擦り合・5)は余録自動車(80)は「島根の人には「鳥取と島根では農 高い農産物が多く、県を合わせることは難しい」専用道路での整備方針 鳥取の隅々の課題は分業の実態が違」と指 単位の特色ある農業を」と懸念した。

## 「置き去りにされる」

## 鳥取県内、強い抵抗感

鳥根県とのつながりが深い鳥取県西部からも反対の声が。鳥取県経済同友会代表幹事で、米子市で計量器店を営む松村順史さん(60)は「合区と両県の経済連携は別の問題。鳥取県の出の参院議員が必要」と主張した。鳥取・島根両県境から約135キロ、島根県が最も離れている鳥取

県若桜町落折。世帯数16戸の小さな集落で、加藤雅人君(17)も「鳥取の声を国会に届かなければ、地域の魅力の減退につながる」と話した。一方、「1票の格差」(82)は「鳥根県の候補者が落折まで足を運ぶわけがない。何を基準に票を投じて」と言うの鳥根大(松江市)の教壇に立つ米子市淀江町西原の吹野卓さん(58)は「中海・宍道湖圏域は一体で共通課題も多い。広い視点で地域を」と嘆いた。

来年夏の参院選で選挙権を得る高校生の受け止めはどうか。智頭農林高3年の稲塚友宏君(17)は「せつかく選る候補者であれば鳥根の人も投票する」と語った。

# 「2合区」成立

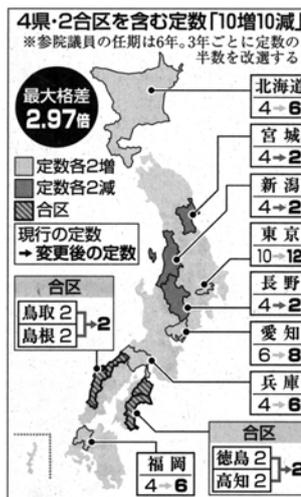
## 改正公選法 来夏参院選で適用

参院「1票の格差」是正に向けた選挙制度改革をめぐり、隣接選挙区を統合する二つの合区を含む定数「10増10減」の改正公選法が28日の衆院本会議で、自民党と維新の党、次世代の党の賛成多数により可決、成立した。来年夏の参院選で適用される。格差は、最高数が「連立状態」と判断した2013年参院選の最大4.77倍から2.97倍に縮小する。参院選で都道府県単位の選挙区が合区されるのは初めて。(24面に関連記事)

公明党は参院に統一が不十分だとして反対対応が割れるのは異議、衆院でも格差是正した。与野の法案への例民主党も反対した。

自民党では合区対象県都道府県代表の色彩がを地元とする後藤田正純氏(徳島1区)と福在り方や役割も議論で井照氏(比例四国)がれそうだ。

採決前に退席。石破茂地方創生担当相(鳥取1区)と赤沢亮正(鳥取2区)と山本一高(鳥取2区)をそれぞれ合区して定知2区、福山守(比知2区、福山守(比知2区)の各氏が欠席区とし、定数を計4減らす。一方で定数4同(2)の高城、新潟、長野をいずれも定数2(同1)に削減し、北海道、東京、愛知、兵庫結論を得ると明記。庫福岡の定数を2同







参院選で「鳥取と島根」「徳島と高知」の合区の導入が決まり、対象県の議員を多く抱え影響が予想される自民党は混乱している。

自民党の舞立昇治参院議員（鳥取選挙区、2013年当選）は25日、鳥取県倉吉市の夏祭り会場で、にぎやかな太鼓の音が響く中、「鳥取から議員が出ないなんてことにはさせません」と繰り返し説明に追われた。舞立氏は前日の参院本会議で、合区導入を柱とする公職選挙法改正案の採決を棄権していた。

## 候補調整 戸惑う合区県

県は1876年から5年間、島根県に併合された。9月12日の「とっとり県民の日」は、再び分離した日にちなむなど、「島根県にのみ込まれる」との警戒感が根強くあるとみられる。



島根		鳥取	
70万491人	6708km <sup>2</sup>	57万9554人	3507km <sup>2</sup>
自 島田三郎(自) 20万2181	自 舞立昇治(自) 16万 783	民 川上義博(民) 8万2717	自 浜田和幸(自)* 15万8445
民 亀井亜紀子(みづ) 11万5043	民 坂野真理(民) 13万2720	自 青木一彦(自) 22万2448	民 岩田浩岳(民) 15万1351

※現在は次世代の党

合区対象4県の参院選挙区選結果 (当選者と次点者のみ)

県名	人口	面積	2013年参院選結果	10年参院選結果
高知	74万3616人	7103km <sup>2</sup>	自 高野光二郎(自) 15万9709 共 浜川百合子(共) 7万2939	自 高野光二郎(自) 12万3898
徳島	77万1627人	4146km <sup>2</sup>	自 三木亨(自) 17万9127 民 中谷智司(民) 9万 498	自 中西祐介(自) 14万2763 民 吉田益子(民) 13万6934

鳥根県は、竹下登元首相や青木幹雄元官房長官などを輩出した「保守王国」として知られる。来年の参院選では、青木氏の息子の一彦氏が現職として改選を迎える。鳥取県では、2010年の党公認のない点では、徳島県と合区に

なる高知県も同じだ。党高知県連は5月、元県議の新人・中西哲氏の公認申請を党本部に提出した。徳島県には現職の中西祐介氏がおり、「合区になれば候補を出せなくなる」と擁立を急いだものだ。「2人の中西」の間で調整が必要だが、7月26日夜、高知県土佐清水市での党県連会合では、出席者から「『知らない中西』に投票できな」との声が上がった。

合区対象の4県連は、党本部が約束した救済策の中身に注目している。一時は比例選にあらかじめ順位を決めておく拘束名簿式を復活させ、選挙区を譲った県側の候補の当選を保証することも検討された。

しかし、1998年まで実施されていた制度に戻すことに、改正案を共同提出した維新など野党が反発した。得票順に当選者が決まる現在の非拘束名簿式の導入を主導した青木氏にも反対された。救済策の具体的内容は示されていない。

「鳥取の候補」を強調し、党派を超えた鳥取県民の票を集めて勝利を見たい、という狙いだ。

与野党の思惑が動き出す中、自民党内の合区対象県間での候補者調整や選挙協力の行方が鍵となりそうだ。

## 参院合区に懸念

### 全国研究会で対応検討

岡山市で開会中の全国知事会議は29日、参院選挙制度改革で隣接選挙区を統合する二つし、2016年3月までの合区を含む改正公選法が成立したことに「針が一致している」と歓迎している。

徳島県の飯泉嘉門知事は「伝統的な都道府県単位の地方自治制度を根本から崩すものだ。現行憲法の規定が不十分なことに問題がある」と指摘。島根県の溝口善兵衛知事は「参院に県の民意を伝えることが困難になり、合区されない地域との間で不公平が生じると批判した。」

輪・パラリンピックを全国的に盛り上げた早期移行など地方分権改革推進を求める提言などを決定し、会議は閉会した。来年7月の知事会合は福岡県で開催される。

# 救済の道筋見えず

## 参院合区

# 自民鳥取「半信半疑」

「鳥取・島根」の合区を含む改正公選法の成立後、31日に初めて鳥取、島根両県を訪れた自民党の茂木敏充選対委員長と濱手頭正参院議員会長。会談した両県連幹部は、合区対象県から県代表を選出するための「救済策」を主張した。茂木氏は「何らかの形で県代表が当選できる形をとる」と約束したが、救済策の具体的な手法や道筋は示されなかった。

「十分な説明がないまま（合区の）結果に至り、おわび申し上げる。苦渋の決断だった」。鳥取市の自民党鳥取県連事務所を訪れた

「合区反対」を伝えたが、議論は来年夏の参院選に向けて「どのよ



会談後、記者団の質問に答える茂木選対委員長(右) 31日、鳥取市西町1丁目の自民党鳥取県連

うに県代表を確保する代表を出せる案をつくり提示したい。約束する」と明言。非公開の会合後、報道陣の取材に対し「何らかの形で（合区対象各県から）代表を出す。地元の方々に了解いただける救済案を早急に示す」と述べた。

茂木氏の発言を受け、県連幹部は態度を軟化。山口会長は「合区は暫定的な手段」と受け止め、比例代表での独自候補擁立を念頭に「公募で候補者を選定する必要がある」と強調。稲田寿久幹事長も「一筋の光明」と述べ、党幹部の姿勢に一定の評価を示した。ただ具体的な救済策

茂木氏は「各県から代表を出せる案をつくり提示したい。約束する」と明言。非公開の会合後、報道陣の取材に対し「何らかの形で（合区対象各県から）代表を出す。地元の方々に了解いただける救済案を早急に示す」と述べた。

茂木氏は「各県から代表を出せる案をつくり提示したい。約束する」と明言。非公開の会合後、報道陣の取材に対し「何らかの形で（合区対象各県から）代表を出す。地元の方々に了解いただける救済案を早急に示す」と述べた。

茂木氏は「各県から代表を出せる案をつくり提示したい。約束する」と明言。非公開の会合後、報道陣の取材に対し「何らかの形で（合区対象各県から）代表を出す。地元の方々に了解いただける救済案を早急に示す」と述べた。

茂木氏は「各県から代表を出せる案をつくり提示したい。約束する」と明言。非公開の会合後、報道陣の取材に対し「何らかの形で（合区対象各県から）代表を出す。地元の方々に了解いただける救済案を早急に示す」と述べた。

連が強く要求する「1県1代表」が確実に担保される具体的な救済策は見えていない。このため稲田幹事長は「まだ半信半疑」と話し、党本部に書面で確約を取って具体策の回答を待つ構え。山口会長も「比例代表による選挙が党本部にどうサポートされ県代表が維持されるのか。はっきりさせてからでない」と前に進めない」とくくを刺した。



茂木氏との会談後、救済策の必要性を訴える森山氏(中央)ら 自民党島根県連幹部=31日、松江市千鳥町のホテル一畑

## 「鳥取の考え聞き調整」

### 選挙区候補めぐり茂木氏

島根幹部会談

自民党島根県連幹部との会談は、松江市内のホテルで2時間近く非公開で行われ、県連から党員議院12人が出席。冒頭、森山健一幹事長は「各県から議員を出せないのは、民主主義の根幹を揺るがす大問題」と指摘し、茂木氏は「合区は苦渋の選択だが、地元が納得

を調整したい」と述べた。救済策をめぐっては、比例代表で当選者の順位を事前に決める拘束名簿式の導入が浮上したが、森山氏は「『党本部として導入は難しい、議題にも上っていない』との話を（茂木氏から）聞いた」と明かし、茂木氏は「選挙区で出るか、比例で出るかのオプションしかないのも事実」と苦悩を見せた。

# 良月内に比例救済策

## 合区擁立鳥取県連断念

### 来夏参院選



来年夏の参院選で鳥取、島根両選挙区が統合される合区をめぐり、自民党の茂木敏充選対委員長が9日、鳥取市内で党鳥取県連幹部と面談した。鳥取・島根選挙区の党公認候補者と、選挙区で候補者を出せない県への比例代表での「救済策」を9月中旬に提示すると明言。山口県連会長は、比例で鳥取県代表を確保する案に応じる構え。事実上、同県連は選挙区での候補者擁立を断念した。

来年夏の参院選戦での合区について現時点での対応方針を説明する茂木選対委員長(右)と山口会長(左)＝9日、鳥取市西町1丁目の自民党県連

【解説】自民党鳥取県連幹部と茂木選対委員長との面談では、来年夏の参院選に限り、「鳥取県の代表は比例で出す」という流れが確定的となった。同県連による鳥取・島根選挙区の候補者選定作業は中断したまま。茂木氏は9月中旬に党公認候補者を発表する考えを伝えており、鳥取県連は事実上、島根県連が党本部に公認

申請した現職の青木一彦氏(4)が同選挙区の候補者となることを容認した形だ。非拘束名簿式の参院比例代表で同党の候補者が当選するには、最低でも2010年参院選で10万8258票、13年参院選で7万7173票の「個人名」の得票が必要だった。農業や郵政などの業界団体の候補者が居並ぶ中で、鳥取県代表の新人

が全国区で個人名を書いてもう一つは、容易ではない。「党本部が責任を持ち、票の上積みを図る」と語った茂木氏。支持団体への応援依頼も念頭に置いた発言とみられるが、具体的な支援の身は明言しなかった。県連の稲田幹事長も「(当選の)確証を得たという気持ちは持っていない」と本音を明かしている。

参院選に向けて県連は一枚岩で臨む方針だが、県連会長選をめぐり「内紛」が表面化している。9月中旬に開く県連大会で会長選が行われる見通しだが、執行部が一新すれば、比例候補者の人選も仕切り直しになる可能性が高い。党総裁選とは異なり、県連の会長選は「無風」にならない情勢だ。(本社・井上昌之)

## 見えぬ当選の「確約」

茂木氏は、合区について「緊急的な措置。抜本的に各県から代表を出せる方策の検討を進める」と強調。その上で「参院選まで10カ月余。早急に候補者を選定する必要がある」と、9月中旬には候補者を決める考えだ。鳥取県連は、来年夏の参院選では鳥取選挙

区の現職がいなくて、同県の有権者数が鳥根県よりも少ないことなどから、救済策を活用して比例で県代表を確保する「現実路線」に方向転換。稲田幹事長は面談の中で、具体的な名簿は挙げなかったが「腹案はある」と述べ、比例で意中の候補者がいることを茂木氏に伝えた。

ただ、稲田氏は「救済の中身がはっきりしないに出てくれと言えない」としており、党本部が示す救済策を受けて比例で擁立する候補の選定作業を本格化させる意向だ。9月中旬に合区対象の4県連の代表を党本部に集め、救済案と選挙区の候補者を提示する方針だ。

衆院選の比例で導入されている当選順位をあらかじめ決めておく拘束名簿式と違い、参院選の比例は候補者個人の得票数によって当選順位が決まる非拘束名簿式。このため全国的な得票が見込める組織票を持つ候補者が有利とされ、茂木氏は「合区対象県だけでなく、党本部が責任を持ち党全体として票の上積みを図る方策を提示したい」と述べた。

# 鳥取県連

## 「県代表」支援に不安

### 選挙区と比例区 協力関係構築は不透明

#### 合区選挙区に青木氏

公示まで1年を切った参院選の鳥取、島根合区選挙区で、自民党の公認候補が島根県選出の現職・青木一彦(産国土交通政務官)二期に決まった。選挙区で候補者を出さない党鳥取県連は、党本部の救済策を受け入れて比例区で当選を目指す方針だが、確約はなく、組織の不安は根強い。協力する党島根県連も公明党との関係などに課題を抱えており、選挙区と比例区で共に一枚岩で戦えるかは、なお不透明だ。

(柳井映志、森安哲史) ー 一面参照



自民幹部との会談を終え、会場を後にする党鳥取県連の山口亭会長(左)と鳥取、島根合区選挙区の公認候補となった青木一彦(産国土交通政務官)東条・永田町、党本部

合区選挙区の候補者調整で焦点だった救済策について、党本部が鳥取県連に示したのは、比例区で擁立する「県代表」を県内外の政治団体が支援する内容。同県連の山口亭会長は、茂木敏充党選挙対策委員長が当選の目安とした15万票という数字に「簡単ではない」とうなづいた。

前回の2013年参院選比例区で、党が鳥取県内で獲得したのは、候補者名と党名を合わせて、11万5千票余り。他県からの応援があるとはいえ、候補者名だけで大幅に上回る数字を出すことが求められるだけ

に、県連の稲田久幹幹事長は「不安が残る」と表情を曇らせた。

#### 団体側は戸惑い

党本部が鳥取県への介入を要請する団体は、中国地方の郵政関係団体や鳥取、島根県内の農業関係団体など。石破茂地方創生担当相(衆院鳥取1区)は

「鳥取の比例区候補者が団体の発展にいかに関与するか立証する責任がある」と述べ、協力団体にメリットを示し、理解を求めているとした。

しかし、名指された団体側は戸惑いを隠さない。島根西部の郵便局長を務める全国郵便局長会(全特)の関係者は、既に比例区で組織内候補の擁立を決めたのを念頭に「(鳥取県内)誰を応援するのかも分からない。他団体がどう対応するのかわからない」と口にする。目標への道筋は、描けていないのが実情だ。

「バーターは白紙」を申請から3カ月半で青木氏の公認が決まった。党島根県連の森山健一幹事長は「ようやく動きだすことができた」と安堵の表情を浮かべた。

県連は10月9日、松江市内で県議や支部幹部らを集めた台合会議を開き、本格始動する。ただ、なじみが薄い鳥取県内で顔を売っていくには、なお壁が待ち構えている。

鳥取県連から合区選挙区で全面支援を受けるには、同県連が出す比例区の候補の当選に向けた協力が不可欠。その中で従来、選挙区で応援を受ける代わりに、比例区で支援する「バーター」を実施してきた公明党との関係をどうするか調整が必要となるが、全く白紙の状態だ。

青木氏の公認決定を受け、同党島根県本部の遠藤力一代表は「協力体制について具体的な話をしたいかないといけない」と強調。自民党側の方針を確認する考えだ。

ただでさえ、成立した安全保障関連法をめぐり世論の反発が予想されるだけに、選挙態勢の構築でまずはずば、野党陣営を突かれかねない。党本部で会談を終えた党島根県連会長の竹下巨徳(衆院鳥取2区)は「選挙区も、比例区も競い合いになる。懸命に模索するしかない」と険しい表情で、会場を後にした。

# 比例の戦い 未知の領域

## 自民党合区救済策



谷垣幹事長(奥左)と茂木選対委員長(奥右)から合区の救済策などについて説明を受ける鳥取(左側)、島根(右側)両県選出国会議員と県連幹部=24日、東京都千代田区の自民党本部

## 「得票15万」に懐疑心

### 鳥取・島根両県連 連携・共闘を視野

来夏の参院選で自民党鳥取県連は、合区となる鳥取・島根選挙区ではなく、比例での「鳥取県代表」を得た。郵政や農林水産関係の団体に協力を求め「15万票」の得票目標を描き、党本部。ただ、鳥取県連にとって比例での県代表選出は、未知の領域。とはいえ、内部では当選に懐疑的な見方もくすぶる。一方で選挙区候補者が現職の青木一彦氏に決まり、島根県連幹部は「ようやく動ける」と安心。鳥取県連との連携強化に入る構えだ。

茂木敏充選対委員長「その簡単に動くのか。の会談を終えた鳥取、油断や裏議論は許されぬ。山口亭会長は聞かない」と不安視する。一番「今回はあくまでも緊急避難的な対応。急先鋒と急先鋒の急先鋒と急先鋒の急先鋒」として、党本部に急押しするよう口ぶり。党本部に急押しするよう口ぶり。党本部に急押しするよう口ぶり。

同党鳥取県連関係者は、もろ手を挙げて救済策を受け入れなければ、「誰も100%は納得しない」。石破茂地方創生担当相は救済策に理解を示した上で複雑な心境を吐露した。

同党島根県連の稲田久幹幹事長は、15万票の想定総得票数に「捕らぬ狸の皮算用」と懐疑的な見方。「この地域は鳥取の候補者が健一幹事長は「ありが

動きだす

合区選挙

16 参院選 山陰の事情

<1>

安全保障法制などをめぐり与野党対立が激化した...

自民救済策 実効性見えず

自民救済策の実効性の保証はない。鳥根連の森山健一幹...

「鳥取代表」選び混迷続く

内候補の得票数がトップのは5月に唐木徳子氏の擁立...



合区に伴う救済策などについて、会談する谷垣禎一幹事長...

長は「組織内候補を盛り立てようという雰囲気になっていっている」と吐露する。...

TPPで逆風も

今回の選挙で失敗する青木氏が鳥取県側で活動...

合区選挙

16 参院選 山陰の事情

<2>

「今までの関係を続けていこう」という。10月中旬、浜田市内で全国初の共...

動きだす

岐路に立つ自公協力

鳥根のバスター崩れる恐れ

「見直してもいい」



2014年の衆院選を直前に控えた自公両党の関係者。...

竹下氏は、公明党との関係にひびが入れば、選挙区...

山陰総合

読者ホットライン

TEL 0852(32)33333 FAX 0852(32)33330

「見直してもいい」鳥根県内にも関係継続を訴える声がある一方で、合区を機にバスターの在り方を問う声が出ている。





自民県代表枠に竹内氏

# 「最大の力で臨む」

## 青木氏と共に戦う決意

来年夏の参院選で、自民党が設ける比例代表の「鳥取県代表枠」の候補者が、前鳥取市長の竹内功氏(64)に正式決定した。20日、鳥取市内であった鳥取県連の臨時県連大会には、同党の鳥取・島根選挙区の候補、青木一彦参院議員(54)も出席。両県の党関係者にとっては、ようやく参院選の「役者」がそろった形だ。

### 2016 参院選

竹内氏は今後の活動力を入れていきたい。一た郵政や農政、賃金について「足元の鳥取と説明。党本部が「鳥宅」などの関係者と、一県と、合区の対象とな 取代表候補」の当選に部で接触を始めていた。鳥根県に、最大の 向け支援要請することにも明かした。



参院選比例代表の候補者に決まり、臨時県連大会に集まった党員の前で決意を表明する竹内氏=20日、鳥取市末広温泉町の白兎会館

鳥根県の党支持層を取り込むには、青木氏との連携も不可欠。青木氏は衆参3人の鳥取県選出の国会議員に続き、「私を鳥取県で4人目の国会議員に、竹内氏を5人目に加えていきたい」とあいさつし、竹内氏と共に戦う決意を示した。全国級の知名度がなく、業界団体の組織内候補でもない竹内氏。当選するには鳥取、島根両県を中心に、個人名票を積み上げていく

必要がある。大会では、赤沢亮正参院議員らが「個人名本で初の取り組み。前を書いたらもうかるかにかかっている」と、参院比例の非拘束名簿式。当選への道のりは険しい。7割が政党内書

き、個人名は3割しか書かれていない。「選挙区は青木さん、比例区は竹内さん」を徹底する必要がある」と強調した。比例代表に關し「難しい選挙」「大変な選挙」と言葉が飛び交った県連大会。石破茂県連会長は閉会後、「日本での初の取り組み。前を書いたらもうかるかにかかっている」と、参院比例の非拘束名簿式。当選への道のりは険しい。7割が政党内書

### 山陰総合

身近なニュースは 本社編集局 TEL0852(32)3320

## 2015 さんん回顧

取材メモから

<8>

「地方政党」をうたう自に近づけるとの党幹部の意見が政権に就いている限 思は、人口が最少の鳥取県、選挙区の合区はないと、隣接する島根県の合区思っていた。だが党幹部には、容認するとのサイン。参院選で1票の格 差が4〜5倍となった現状 「徳島・高知」も含めた是正を求める司法が違憲 合区対象4県には、竹下亘・選挙無効の判決を出しか 復興相、当時、衆院島根2ねないとの危機感、予想 区)や、石破茂地方創生担当相(衆院鳥取1区)ら閣僚が4人いた。顔をそろえ参院各党による選挙制度改革議論で、自民党の参院執行部が都道府県単位の選挙区維持を主張していた6月。党四役の一人は指で円を描き、格差は正の落としてどこを「円周率(3.14)」と表現した。参院執行部の主張では格差は4・31倍。これを3倍

### 参院選 鳥取・島根合区導入



「鳥取・島根」両選挙区の合区を含めた公選法改正案を賛成多数で可決した参院本会議=7月24日、東京・永田町、国会

7月9日、国会内の控え室で開かれた自民党の参院議員総会。合区容認を求める参院執行部に対し、非公認の場で訴えた舞立昇治参院議員(鳥取選挙区)の涙混じりの声が、床面に近い排気口を通して外の廊下で待つ記者の耳に聞えた。参院執行部は、非公認の場で訴えた舞立昇治参院議員(鳥取選挙区)の涙混じりの声が、床面に近い排気口を通して外の廊下で待つ記者の耳に聞えた。参院執行部は、非公認の場で訴えた舞立昇治参院議員(鳥取選挙区)の涙混じりの声が、床面に近い排気口を通して外の廊下で待つ記者の耳に聞えた。

## 選挙後の見直しに注目

予兆は、安倍晋三首相が係者が「合区で動くかも」6月中旬の党首討論で、鳥取・島根の合区を含む「10増10減」案を示した新党改革に対して「傾聴に値する」と述べた時だ。ある官邸関係者は「採決が迫った」と述べた。ある官邸関係者は「採決が迫った」と述べた。ある官邸関係者は「採決が迫った」と述べた。

## 「地方軽視の政党だと信頼を失ってしまおう」

最高裁は、都道府県単位の選挙区の見直しを明確に求めている。司法に対する真摯な検討は必要だろう。しかし人口が多いというだけで、例えば、東京で選挙区の必要性をどう訴えるのか。参院選後の議論に注目したい。(東京支社 大野敬章)



平成27年7月～12月(閉会中審査含む)

# 第189回通常国会における舞立昇治の主な質問の機会



## 農林水産委員会

平成27年7月30日

- 米国の貿易促進権限法(TPA法)の内容
- 今回のTPA法で米国議会が問題視した場合の最悪の想定
- TPPハワイ閣僚会合に向けた政府の基本方針
- 農協改革における協同組合の株式会社等への組織変更の位置づけ
- 地域農協の強化を図ることと全農、経済連の規模のメリットの発揮
- 農協の理事の構成(認定農業者についての弾力的な運用)
- 准組合員の事業利用の規制に当たっての調査内容
- 農業委員会における、農業委員と農地利用最適化推進委員との関係
- 農業委員の地域代表の性格について
- 農業委員会の強化にかかる必要な財政措置

### 質問(舞立)

TPP交渉については、七月二十四日からハワイで首席交渉官会合が始まり、二十八日からは閣僚会合が始ま

ていますが、いよいよ最大の山場を迎えています。交渉は結果が全てです。交渉は最後の五分間が勝負とも言われております。当然、政府としては、しっかりと国益を守るべく、気を引き締めて交渉して頂いていると信じてますが、果たして今回が最後の閣僚会合となるのか、今日の時点ではまだ何とも言えません。やはり日本側からまとめたいあまり当初の想定以上に譲歩する必要は全然ないと冒頭指摘しておきますし、また、仮に大筋合意となったとしても、その合意案がアメリカ国内で来年の大統領選挙の政争の具となつて、米国会で通らないことも十分可能性としてはあることも忘れてはいけないと思います。

そこで、まず外務省にTPA法、貿易促進権限法について質問していきたいと思いますが、米国では通商交渉権限、連邦議会にございます。その交渉権限が大統領へ委任されていると。そして、大統領は交渉の合意結果を議会に報告し、承認してもらわなければなりません。その際、合意内容をパッケージとして一括審議し、迅速に承認するためにTPA法が必要となりますが、今回のTPA法、やはり二〇〇二年のTPA法とは内容が異なり、幾つかの条件が追加されている点に再度留意しておく必要があると思います。

そこで、先月末に成立したTPA法の内容について、二〇〇二年TPA法とどういふ点が同じでどういふ点が変わったのか、詳しく明瞭に答弁をお願いいたします。また、変わった点に抵触した場合、つまり米国会が問題視した場合、最悪どのような事態が生じる可能性があるのかについても説明をお願いします。



2015.7.4 自民党農業戦略視察 意見交換会(境港市)

### 答弁(伊藤外務省大臣官房審議官)

委員御指摘のとおり、TPA法案というのは、米国会による迅速な審理手続というものを旨とするものです。二〇〇二年のTPA法、それと今回のTPA法の比較ということですが、まさにこの迅速な審理手続の話につきまして、その否認に關しまして、何れの法律におきましても同様の規定が設けられています。

内容としては、上下両院の一方が、大統領が議会への通知、協議を怠った又は拒否したといったこと、あるいは協定がこの法律に定めております目的、政策、優先事項及び目標を達成することに進展を見なかったことを理由として、通商協定の実施法案の審議に迅速な審理手続を適用しない旨の決議、これを手続否認決議と呼んでますが、こうした決議を行い、その後六十日以内に他の院がこれに同意した場合、迅速な審理手続が実施法案の審議に適用されないことになる旨の規定があると承知をしています。

今回の二〇一五年のTPA法におきましては、これに加えて新しい規定が新設されています。それは、上院の財政委員会又は下院の歳入委員会のいずれかが、さきに申し上げた場合に該当するということで迅速な審理手続を実施法案の審議に適用しない旨の決議、手続否認決議を行い、この決議がなされた同じ院の本会議において同決議が採択された場合には、その院における実施法案の審議に迅速な審理手続が適用されないことになるという規定が新設をされたことと承知をしています。

したがって、仮に、これは全く仮定の話ですが、以上のいずれかの規定が適用された場合には、議会が通商協定の実施法案提出から最大九十議会日以内

内に上下両院で採否を決しなければならぬという迅速な審理手続が適用されなくなることとなります。この結果、通常の法案審理と同様、審理日数や修正について特段の制約のない手続が取られることになると考えています。



2015.11.1 漁港漁場漁村整備促進議員連盟視察(境港漁港)

## 質問(舞立)

一時、TPPの合意について、TPA法の成立が鍵を握り、TPA法が成立すれば一気に解決するんだといった楽観的な報道も見られましたが、今の御答弁のように、決してそういう状況ではなく、やはり今回のTPA法、迅速な手続を否認する条件が緩和されたことによりまして、否認された場合は九十日ルールも適用されませんし、イエス、ノー以外の対応も可能となり、最悪、非常により高いハードルの内容

の修正等も迫られてくるなど、相当厳しい状況が予想されます。ここは、やはり日本として、アメリカ議会から更なる修正を求められる可能性が高いことを十分想定し、こちらとしては一歩も引かないという姿勢を再度持ち直して欲しいと思っています。むしろTPA法でアメリカ大統領は弾力的な対応が可能になったんじゃないか、譲歩するのはアメリカの方だと、毅然とした対応で臨んで欲しいと思います。

自民党においては七月二十三日、TPP交渉における国益を守り抜く会の江藤拓会長を始め幹部の先生方によりまして安倍総理へ決議を申し入れました。やはり今十分な情報がない中で不安に駆られている全国の農業、畜産、酪農、漁業、林業等に従事する生産者が将来にわたり希望を持って営農に取り組むことができるような交渉結果を勝ち取るよう訴えています。とりわけ重要五品目について、衆参両院の国会決議にありますように、国益を損なう場合は脱退も辞さない覚悟で交渉に当たるよう強調しています。今回の衆参両院の国会決議は全党一致の決議であるがゆえに非常に重たいものと御認識して欲しいと思います。

そこで、マスコミからは、一部の国を外しても合意を優先するとか、この機会を逃すと交渉は漂流するとか、

甘利担当大臣の発言等も紹介されてますが、情報が少なくて我々は真意を測りかねておりますが、今回のハワイでの閣僚会合に当たり、政府としてどのような大局観、基本方針で臨んでいるのか、改めて伺いたいと思います。またとまるようであれば、最後に出す予定の交渉カード以上のカードを切ることもやむを得ないと考えているのか、はたまた最後の交渉カードでもまとまらないようであれば、交渉カードの内容如何によりまして、交渉カードの内容という覚悟で臨んでいるのか、お聞かせ下さい。

## 答弁(西村内閣府副大臣)

大変大事な御指摘を頂いたと思っています。まさに現地時間ハワイで二十八日から閣僚会合が開かれており、いずれの交渉参加国も最後の閣僚会議にしなければならぬという強い意識込みで臨んでいると承知しています。

TPP協定、合意がなされれば、これは国会で御承認頂かなければいけないものでありますので、今回のハワイの閣僚会合におきましても、衆参農林水産委員会の決議をしっかりとこれを受け止めて、国会で御承認頂けるよう、そうした内容となるよう、国益を最大限実現しつつ交渉をまとめると、そのために粘り強く交渉するという、そう

いう決意で交渉団、甘利大臣を筆頭に臨んでいるところです。



2015.7.5 少林寺拳法鳥取県大会兼全国大会選考会(米子市)

### 質問(舞立)

やはり答弁はこれまでとあまり変わらないようですが、非常にこの衆参国会決議を始め、もうみんなが高い関心を持って不安でいることを改めて再認識して欲しいと思います。

TPP関係、まだ続きますが、やはり報道ベースでは様々な情報が飛び交っており、当然、牛肉・豚肉、乳製品のバターやチーズ等、これらエッジの利いた報道も見過ごせませんが、例えば日米二国間交渉における米の問題について、米国産五万トン、十三年目に七万トンとか、ただし米国が要求する買取り保証には応じないとか、MA

米の米国産シェアの引上げも検討だとか、様々な報道がなされており、やはり昨年ありました米価の低迷に全国の米農家が苦しんでおるのは御承知のとおりでして、今、飼料用米の生産拡大を図るなど懸命に需給の安定に取り組んでいる最中、また民間在庫が未だ二百万トン以上の状態が続いている中、米国からの米輸入の拡大は、相当の工夫なかりせば日本の米市場への影響は遮断できないと思いますし、日本の米価に影響を与える事態になればもう生産コスト等の効率化に励んでいる米農家の努力を無に帰してしまう恐れもあるところです。

そこで、大臣に質問しますが、まだ正式合意に達したわけではなく、個人的には、中途半端な合意で説明が困難になるくらいなら粘り強く交渉を継続した方がいい、漂流してもいいというふうにも思っておりますが、農林水産省は合意に達した場合に備えて様々な対応策を検討していると推察します。私は、そうした対応策は、現在進めている新農政改革、これが後退することなく現場の生産者の皆様が将来に向けて営農意欲を持てるよう、マイナスを最小限にする対策よりはむしろマイナスをプラスに変えていく、そういったような対応策でなければならぬと思っておりますし、それが基本だと思います。

今、昔に比べて一兆円以上も減少し、地方からの要望にも十分対応できていない状態の農林水産予算でございます。今後、農林水産予算の増額確保に向けてどのような姿勢で臨まれるのか、決意をお伺いします。

### 答弁(農林水産大臣)

今、舞立委員からの御指摘のとおりでして、TPPいかに関わらず、農林水産業を取り巻く状況は大変厳しいものがございまして、この活性化を図るためにいろんな施策を打っていかなければならぬと思っております。

こういう状況の下で、農林水産業・地域の活力創造プラン、これを決めさせて頂きました。また、今年の春には食料・農業・農村基本計画、これも決めさせて頂きまして、産業政策と地域政策を車の両輪としてこの施策を進めているところです。

来年度、二十八年度においてもこうした改革を実行し、やはり現場の生産者の皆様希望を持ってやっていけるような強い農林水産業と美しい活力ある農山漁村、この実現に向けて、やはり何といっても大事なものは予算になりますので、今お話がありましたように、必要な予算をしっかりと確保できますように、八月末が概算要求の提出期限ということで決まりましたので、

鋭意検討をしっかりと確保していきたいと思っております。



2015.7.26 鳥取県母子寡婦研修大会(鳥取市)

### 質問(舞立)

強い決意表明をありがとうございます。TPP対策が必要な場合の十分な予算、そしてそもその農林水産予算の増額確保に向けて、補正、当初共々よろしく願います。

続いて、農協改革につきまして質問していきます。まず、協同組合に関する認識から始めたいと思います。今回の農協改革においては、やはり現場の農協関係者の皆様から、株式会社化の選択制とか、この選択制と農協法第一条の協同組合、協同組織の発達を促進することとの認識のギャップ、准組合員の利用規制がどうなるのか、規制さ

れたら経営が立ち行かなくなる、理事の選任に当たりどこまで国が介入をしてくるのか、そして監査制度はどうなっていくのか等々、色々不透明な点が多くて非常に不安の声が多く聞かれるところでは。

その中で、まずは協同組合の認識ですが、農水省、これまでこの組織変更につきましても、あくまでも選択であることや准組合員の利用規制とは関係がないといったことを答弁されてますが、やはり現場では、協同組合と理念が全く異なる株式会社化等の組織変更の選択制の導入については、第一条の精神と逆行するんじゃないかと疑問を呈している声が多くあります。やはりこうした指摘にきちんと国の考え方を明確にすべきと考えます。

そこで、今般の株式会社化等の組織変更の選択制の導入を図る法改正と協同組合としての農協の関係についてきちんと明確にしておかないと、やはり現場のやる気と理解、協力は得られません。組合員の農業者の所得の増大を図ることはもちろんですが、それと一体で今後とも協同組合の発展を図ることが第一であって、株式会社化等の組織変更の選択制についてはあくまで団体の判断により、二次的、三次的、四次的、五次的な位置付けのものとして理解してよろしいか見解を伺います。

## 答弁(奥原経営局長)

今回の農協改革のポイントには、まさに農協が農業者の協同組織であるという協同組合の原点に返って農業者の方にきちんとメリットが出るように、そこを基本にして全体を見直そうと、こういう発想です。一番大事なことは、今回の改革を契機として、農協段階において、農協の役職員の方と農業者あるいは組合員の方々がきちんと話し合って頂いて、これからの農協の役員体制あるいは仕事の中身、特に農産物の販売も含めてですが、それ以外の生活関連の仕事も含めて、どういうふうにしていくのかがいいのかということ徹底して話し合って頂く、それに基づいて運営して頂くのが基本だと考えています。

そういった中で、今回の改正案の中では、特に生活関連の仕事を考えますときに、今の農協という組織形態のままでは適切にサービスを提供することがなかなか難しくなるようなケースがあるのではないかと。例えば、員外利用規制に抵触をしてしまうのですとか、あるいは准組合員の方に運営権を与えた方がその事業がうまくできるんじゃないかとかいったそうした問題点が出てきたような場合に備え、農協が選択肢として、その部分の事業を分割して

株式会社等に組織変更できると、こういった選択肢を入れていくわけです。こういう考え方からしますと、この株式会社等への組織変更というのは、協同組合が基本でございますので、あくまでも二次的な位置付けと、こういうことになるかと思っています。



2015.8.2 ボディビル選手権大会(米子市)

## 質問(舞立)

二次的なものと言って頂いてありがとうございます。とうございました。ということですので、大臣には聞かないようにしたいと思います。

次に、単協の強化の関係ですが、やはり今、全国の都道府県、市町村では、地域の様々な意見を聞きながら、地方創生に係る地方版総合戦略の策定に向

けた検討作業が進められています。とりわけ、地元の鳥取県等人口減少が進む地方の農村地帯においては、農業が地域経済の重要な基盤の一つとなつてまして、県や市町村にとって農協は非常に重要なパートナーです。

地元鳥取県のJAグループとしては、雇用の創出、農業者の所得向上につながる産地課題の解決や、そして産品の販売、ブランド戦略、あるいは産品の高付加価値化などの多岐にわたる取組を進めてきてまして、地域農業、地域経済に大きな役割を果たしてきました。最近でいいますと、鳥取は鳥取砂丘が有名ですけれども、砂丘らっきょう、あの地理的表示保護制度の活用をさせて頂きましてブランド力強化や所得向上につなげようとしております。はたまた白ネギやブロッコリーの産地力強化、そして直売所の整備によります有利販売、そして、鳥取はデザートも豊富でして、スイカや梨、柿、メロン等等などスイーツを活用したデザートの新商品の開発など、そして株式会社ドールと協定を締結して輸出促進にも努めている、様々な活動、取組を一生懸命頑張っているところです。

こうした地域ごとの実情や農協の貢献を十分に評価した上で農協改革の議論は進められるべきと考えてまして、一方で、非常に日豪EPA、TPPなど、

貿易交渉の進展、農業従事者の高齢化など、内外要因から競争力強化を図っていくことは待ったなしの課題です。

こうしたときに、今回の農協改革はむしろ単位農協、全農、全中のつながりを分断してしまい、むしろ規模のメリットが発揮しにくくなるんじゃないかとの恐れがあります。単位農協の自由度や稼ぐ力を上げるといいながら、逆に単位農協の孤立化、弱体化も招いてしまふんじゃないかという心配もあるところです。この点、今回の農協改革の論点はJA全中の組織の在り方に集中した感があり、本来重点的に議論すべきである農業者の所得の向上に對しまして、地域農協、全農は、中央会はいかなる役割を果たすべきかについての議論があまりなされなかったんじゃないかと感じています。

そこで、今回の農協改革における地域農協の強化を図ることと全農や経済連等の規模のメリットを発揮することとの整合性について、これは相反するものじゃなくて相乗効果を狙っているものと期待、推察いたしますが、農協の正組合員であります農業者の所得の向上を図る上で、農水省として、地域農協、全農、経済連、県中央会、全国中央会に對しまして、それぞれ具体的にどのような役割を果たすべきと考えていらっしやるか、また、今後、これ

らJAグループの規模のメリットをより効果的に発揮するためには何が必要と考え、その推進に向けてどのような政策や支援を考えていらっしやるのかお聞かせ下さい。

### 答弁(林大臣)

まさに今回の改革のポイントは、今お話があったように、農業者の協同組織であるという原点に立ち返ろうではないかということとして、まさにこの改革の中心は地域農協であると思っております、ここが地域の特色に応じて自由に経済活動を行って農産物の有利販売をやっていく、これが農業者の所得向上につながると、やっぱりここが一番大きな目的であろうかと思っております。

何回かに分けてこのプランができて、そして骨格が昨年の六月にできて、そしてその中で今お話のあった監査の部分を含めた全中の部分について今年の頭に集中的に議論があったということでしたので、その部分が非常に印象が強く残っているというところもありますが、まさに一番大事なところは地域農協が皆さんと一緒にどうやっていけるかということですね。

農産物の販売先との関係において有利に販売する、生産資材の購入先との関係において有利に調達する、それが

ら運営コストを効率的な事業運営で削減をしていく等々しまして、所得の向上に資する活動に積極的に取り組むと、こういうことがポイントになろうかと思えます。

全農、経済連とのシナジー効果ということですが、まさにこれをサポートしていくということとして、衆議院の議論でも、長い間農協の組合長をやらせていた加藤先生からも、また、この間、新しく八月の十一日に就任されること

になります新全中の会長予定者であります奥野さんからも同じような表現があり、大変印象的だったのは、逆三角形なんだと、逆三角形にしていくなだと、こういうことでした。よくピラミッド型で、トップに全中がいて、県が真ん中であって、地域農協が下にあると、こういう図で使いますが、それが逆にあって、それぞれが下について上を支えていく、一番上にあるのは地域農協であり、その上に農家の方がいらっしやると、こういう趣旨だろうと思えますが、地域農協をサポートするためには、大口需要者との安定的な取引関係の構築、こういうものを全農や経済連でしっかりとやっていく。それからまた、農業や食品産業の発展に資する経済活動、こういうものを経済界と連携しながら積極的にやっていく、これも非常に大きな役割ではないかと思っております。

さらに、中央会は、経営相談や監査、それからやっぱり会員の意見の代表、総合調整、こういうことをやる自律的な組織ということでは役割を果たしていくことであると思っております。まさに逆三角形の関係で、みんなに相談に乗ったり頼られたり、あそこに相談に行けば何か答えが見付かる、こういうような形でしっかりといい関係を更に強くしていきたいと思っております。

したがって、地域農協においては、農協の役員と担い手等の農業者の皆さんがやっぱりしっかりと話し合ってもらって、全国一律にこれだというのをあまり画一的に出す必要はないと思っております、まさにそれぞれの地域農協で徹底的な話し合いをし、この方向でやっていこうじゃないかと、こういうことをやって頂く。そしてまた、連合会、中央会においても、今度は連合会、中央会の役員と、そこに出ておられます地域農協の役員、農業者がやはりそういう同じような話し合いをやって、それぞれの役割をしっかりとこの新しい仕組みに従って推進をして頂く。それが相まって、この目的であります農業者の所得を増やしていくと、こういうふうにつながっていくようにしっかりと推進をしてまいりたいと思えます。



2015.8.9 若桜民芸館オープニングセレモニー(若桜町)

## 質問(舞立)

ありがとうございます。私も、逆三角形の話、参考にさせて頂きました。是非、その逆三角形を全て丸く温かく包み込む農林水産省であって頂きますようよろしくお願ひします。

次に、理事の構成の関係でございませう。やはり認定農業者の関係が非常に問題になってくるわけですが、やはり認定農業者、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が五年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受ける制度です。必ずしも地域の中心となる、例えば大規模経営体を含む様々な農業者を全て包括的に網羅する仕組みではないし、この認定農業者をもって地域農業、産地の代表であると言ひ切れないのは、これまでも議論にあったところ

そこで、やはり認定農業者の限界にある程度留意しつつ運用する必要がありと思つてまして、この理事の構成については、認定農業者に限定することなく、地域農業の推進力となる農業者の方など地域の実態が反映できる緩やかな解釈、弾力的な運用が必要と考えます。

この点、やはり自民党の部会の議論でも関心が高かった事項でもありまして、最終的に、政府の方も、農水省の方も法律の方でただし書を入れて頂いて、ただし地区内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合はその限りでないものとする省令を作る際には、与党と十分すり合わせの上、了解を得ることと約束されているところですが、改めて地域の実態をよく調査した上で、各農協が理事を選任するに当たり支障がないようお願いいたしますとともに、理事の選任に責任を持つのはあくまでも各農協でございまして、各農協がそれぞれ説明責任を果たせれば私はそれでよいと思つておりますので、国が必要以上に口出し、介入することははないというふうにご考慮してよろしいかお願ひします。

## 答弁(中川政務官)

今回の農協改革では、地域農協が担

い手農業者の意向も踏まえて農業所得の増大に配慮した経済活動を積極的に進めるようにするため、農協の理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売や経営に関し実践的な能力を有する者とすることを求める規定を置くことにしています。

しかしながら、地域によっては認定農業者の数が少ないなど原則どおりの役員構成とすることが困難な事情もあることから、あくまでも原則としており、適切な例外を設けることとしていくところと見られます。例外を規定する農林水産省令の制定に当たりましては、実態調査を行うことなどにより、制度の趣旨を踏まえつつ現場の実態を踏まえた適切なルールとなるように十分留意してまいります。なお、こうした法令上の基準を踏まえ、具体的に理事を選任するのは農協であり、国が必要以上に介入することは考えていませんが、農協として理事の選任理由を組合員などに説明できるようにして頂くことは必要と考えています。

## 質問(舞立)

あくまで説明責任が果たせれば国として口は出さないということを書いて頂きありがとうございます。次に、准組合員の利用規制について、色々やろうと思ひましたが、前の古賀先生が

かなり突っ込んで頂きましたので、私は簡潔にしたいと思ひますが、やはりこのJA、総合事業の収益により、地域農業を支える営農指導事業や食農として地産地消の教育活動など様々な重要な取組を展開して頂きます。これらも地域に果たす重要な役割の一つであり、農協改革の目標である農業、農村の発展に資するものと思つて頂きます。この部分の赤字は、私はプライスレスなものと考えてまして、決して市場で測れるものではないと思ひます。農業者の所得向上、地域住民の農協への理解促進に資するものだと思います。

こうした取組、准組合員の事業利用が支えている部分も大きいことから、やはり准組合員の利用規制に当たっての調査では、附則に、農協改革の実施状況を調査することとなつてまして、こうした取組を強化していくことも改革の重要な要素であり、調査や評価が必要と考えています。

いずれにしても、現場の関係者の思いに寄り添ひ、現場の理解と協力を得つつ改革を進める姿勢が重要ですので、この准組合員の事業利用の規制の調査、検討に当たっては、まさにこれからだと思いますが、JAが地域に果たす多様な役割を把握できるように、各JAで地域の実態が異なることやそれぞれの創意工夫を尊重すべきことも踏まえ

つつ、適切な調査項目の設定をお願いしたいと思えます。調査に当たっては、JAグループの意向をきちんと把握しながら、キャッチボールしながら実施して頂きたいと思えますが、御見解をお願いします。

**答弁(中川政務官)**

先生御指摘のとおり、改正法の附則第五十一条第二項では、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用状況と改革の実施状況について調査を行い、検討を加えて結論を得ることとなっています。

具体的な調査内容は今後検討することとなっておりますが、当該農協において当該事業が果たしている役割、位置付けが分かるようにする必要もあると考えてまして、JAグループを含めた関係者の皆様方の御意見も伺いながら詰めていきたいと考えています。



2015.8.15 全国戦没者追悼式(東京)

**質問(舞田)**

ありがとうございます。JAグループ含めしっかりと調整して頂ければと思います。最後にもう一つだけ、やはりこの利用規制の関係については、これまでJAが有利販売、有利調達に積極的に取り組んでいけば問題にならないとか、正組合員と准組合員の人数のみを基準に規制をかけることにはならない等の答弁がなされていますが、やはり今後おのずと正組合員が減り、准組合員が増加する傾向が明らかなか中で、当然、JAとしては農業者の所得増大に向けた営農・経済事業の強化を重点的に図りつつも、やはり自然条件等に左右され、経営が不安定になりがちだと、そうした事業を支えるものとして、准組合員の質的、量的拡大も一体で進めたいと考えるのは自然なことだと思います。

冒頭、私の地元のJAの取組も紹介しましたが、経済事業にも熱心に取り組んでおります。このため、准組合員の数が増加することが明らかな中では、准組合員事業の質的、量的拡大を図ることをもって利用規制をかけることは直接つながらないと考えてよろしいでしょうか。また、それと関係します経済事業、営農事業の強化が図られてい

れば利用規制の話は出てこないと言われますけれども、元々自然と赤字になる公益的、公共的な営農事業に加え、経済事業においても自然条件、地勢、中山間地の採算性、都会に近いところと遠いところ、様々な格差の問題もあります。幾ら強化しても一定の限界があるところだと思います。

これについて、国として何か一律の基準を設け、営農・経済事業の売上げがその基準以上に増加しなければ強化が図られないとして駄目出しするといったようなものではないと考えますが、ここは是非、大臣の御見解をお聞かせ下さい。

**答弁(林大臣)**

農協は農業者の協同組織ですから、正組合員である農業者のメリットを拡大すると、これが基本であります。一方、農村社会で過疎化、高齢化等が進行しますと、農協が實際上、地域のインフラとしての側面を持っていると、こういう事実もあるわけですね。

こういう状況でいろんな議論がなされてきたわけですが、これまで規制がなかったということもあり、この利用実態、どれぐらいのことをどれぐらいのボリュームで利用がされているのか、また、地域によってどのような性格があるのか、それからもう一つは、今回

農協改革が始まりますと所得向上に向けてどういう成果が出るのか、こういうことも見極めていきたいということとして、そういうことを含めて五年間調査を行った上でこういうふうな在り方を検討するところだと思います。

具体的な調査内容は今後検討ということですが、政府・与党で白紙から検討を進めていくということです。調査結果を見ながらということになります。ある程度幅広くこの検討に資する項目、こういうところは調査をしていく必要があるかと思っています。したがって、調査結果がこういう数字であれば、またこういう結果であれば利用規制をかける、またかけないと、こういう基準を今の段階で決めているわけではございません。また、正組合員である農業者のメリット向上に前向きに取り組んで頂くということはいずれにしても必要だということでもあります。

また、この場合も、農業者のメリットは果たしてどういう基準なのかということは、まさに今お地元の例も紹介して頂きましたけれども、地域によって、またその農協によっても作物等も異なりますので、まさに地域の実情を踏まえ、現場の皆さんの話もよく聞きながら慎重に考える必要があると考えています。

上、一つ飛ばします。

先日の委員会でも、やはり今回国会が延長されたということで、来年四月一日の施行時期について非常に現場では不安な声もあるところです。幾ら法律が、例えば来月下旬に成立、そして速やかに政省令公布ということが相まって、やはり現場が付いてこれなければ来年四月一日の円滑な施行というのは難しいと思いますので、是非こは政省令を早期に出すと、そしてそれとともに、きちんと現場と調整しながら、理解を得ながら進めて欲しいと思いますので、よろしく願っています。

## 質問(舞立)



2015.7.20 道の駅「きなんせ岩美」開所式(岩美町)

次に、この農地利用最適化推進委員の関係でございますが、これも現場はいま一つ不安を感じているところです。これまで農水省は、農業委員は許認可等の審査業務が中心、推進委員は現場における農地利用の最適化業務に徹するといったような、分担するかのようない説明が行われてきたところですが、そもそも、平成十六年の農業委員会法の改正で、農業委員会の業務は農地の確保、有効利用、担い手の育成に重点化されています。

衆議院でも農業委員の定数を増やすよう要請する質問が出てますが、まさに今求められるのは農地の確保、有効利用を更に進めることであり、そのためにはいかに現場のマンパワーの強化を図り、活動の効率化を図っていくかが重要になります。この点、農業委員会の所掌事務には明確に農地利用の最適化の推進が入っておりまして、推進委員のみが農地利用の最適化の推進を行うとはどこにも規定されていないところなんです。そうした観点から見ると、推進委員は受持区域において農地利用の最適化に特化することになりますが、農業委員の方も、許認可業務に限らず、推進委員の活動の機動力アップのため、農地利用の最適化業務についてもしっかりと推進委員と適切な役割分担し、一体的な連携を持って、しっかりと責任

を持って対処することが必要だと思えます。

そこで、農業委員会全体の機能を十分に発揮するため、農業委員は適切な役割分担と連携の下で推進委員と一体となって農地利用の最適化に総力を挙げて取り組むべきと考えており、そうした方向の運用をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、このためには、やはり推進委員が受持区域を割り当てられているだけに、農業委員の選任に当たっても連携がうまく取れるよう、地域代表の性格も十分に考慮、尊重されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

## 答弁(小泉副大臣)

現在の農業委員の機能ですが、農業委員会としての決定行為、農業委員の各地域での活動の二つに分けられるということとして、それを踏まえてそれぞれが的確に機能するようにすることが重要と考えています。このため、今般の法改正で農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を新設することになったわけなんです。

改正後ですが、農業委員は合議体としての意思決定を行うこととしており、具体的には、農業委員会の総会又は部会の会議に出席をして、議決権を行使し、そしてまた農地の権利移動や農地

転用の許可に当たって具申すべき意見等を審議することになるわけでありません。

これに対し、推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積、集約化や耕作放棄地の発生防止、さらにはこれらの解消等の、農地等の利用の最適化の推進に関する活動、具体的には、積極的に出し手農家へ働きかける、これに携わるわけでした、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に成果を上げていくためには、農業委員と推進委員の連携をしっかりと確保することはもう当然必要です。

今回の改正ですが、推進委員は、農業委員会が作成する農地等の利用の最適化に関する指針に従って活動すること、そして、農業委員会は、農地等の利用の最適化に関する指針を定め、また変更しようとするときは推進委員の意見を聴かなくてはならないこと、農業委員会の総会又は部会は推進委員に對しましていつでも報告を求められることができる、そして、推進委員も、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について総会又は部会の会議に出席をして意見を述べることができると、こういうことになっておりまして、これらの規定により農業委員と推進委員の連携は確保されていると考えています。

この農業委員の地域代表の性格についてですが、今回の法案では、農業委員の選任方法について、公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に改めることとしております。このため、市町村長の選任制に変更しても、農業委員は地域の農業者の代表としての側面を持っておられるわけですので、農業委員会の活動に地域の特性や地域の実情を適切に反映していくこと、これが極めて重要と考えています。



2015.8.16 第70回国民体育大会中国ブロック大会銃剣道競技開会式(米子市)

農地は地域に根差しているものでありますので、地域代表の性格を十分に考慮して頂きますようお願いいたします。

**質問(舞立)**

次に、一番重要だと思えますが、農

業委員会はやはり農家の人口に匹敵する農地全筆を所管し、許認可業務や担い手の育成、農地利用の最適化等、実に様々な専門業務を行う大変なところだと思います。この農業委員や推進委員の選任、委嘱に当たっては、認定農業者や農業生産法人の役員のみならず、土地持ち非農家、非農家も含めて、地域振興に情熱を持つ人材の登用を積極的に進めるべきだと考えています。

特に、農村には、今ならまだ現役時代社会で活躍した有為な退職者の方がかなり存在しています。優れたスキルも有しております。そして、活動可能な方も多く存在しております。重要なのはやはり、本人の意欲に加え、複雑で専門的な業務にしっかりと対応可能なように、研修による能力の向上ですとか、その証である資格の付与等、国や地方団体の責任で実施することだと考えます。農地利用の最適化等の業務をやるのは人です。まさに、この人のでこ入れをしっかりと図り、意欲と知識、スキル、信用等を兼ね備えたスーパー農業委員やスーパー推進委員をいかに多く輩出できるかが成功の鍵ではないかと思えます。そのためにも、全国農業会議所や各県の農業会議に頑張ってもらい、必要がありすが、そうした取組を国としてどのように推進し、支援を強化していく方向なのか、お聞

かせ下さい。

**答弁(林大臣)**

今委員からお話がありましたように、優れた人材をこの委員会に入ってもらおうと、大変大事な側面であると思っております。平成二十四年のアンケート調査、度々御紹介をしていますが、農業委員会の活動を評価しているという農業者の方が三割程度にとどまっていると、こういうようなことでして、これも一因としては、農地利用の最適化に向けて最適な人物が、今委員がおっしゃったようなスーパーな方がなっているということがあまりないことが一つの要因ではないかとも考えているところで

す。こういうことに対応するために、一つは公選制から選任制の導入ということで、市町村議会の同意を得て市町村長が選任をするということにしました。が、その中で、委員の過半、これを認定農業者にする、地域の農業を牽引する方が農業委員会の議論もリードをして頂く体制にしていくということと、今御指摘のあった推進委員を新設をするということにしたわけです。こうして新たに選任された農業委員、それから推進委員の皆様の資質の更なる向上を図ることと、今回の法案には、全国農業会議所、それから都道府県農

業会議について、農業委員会の活動をサポートするネットワーク機能として見直すと、そして、改正後の四十三条一項一号ですが、農業委員及び推進委員に対する講習及び研修を行うということを明記しています。国としても、こうしたネットワーク機構による講習及び研修の業務、これが適切に行われるように必要な支援を行っていきたいと思います。



2015.9.6 第64回 日本盲人会連合中国ブロック盲人福祉大会 鳥取県大会(米子市)

**質問(舞立)**

是非しっかりと取り組んで頂きたいと思えます。

この点、やはり今回、農業委員は市町村長が選任して、推進委員は農業委員が委嘱するというので、ともすると現場では農業委員と推進委員の間に上

下関係が起こつちゃうんじゃないかというところで、非常に農業、農家の方の人間関係って複雑ですので、それをどうやってマイルドにしていくなかというのはいくつか問題になっていくところだと思います。この点、先ほどちょっと言いましたけれども、このスーパー農業委員の方は県知事さんが例えば表彰なり資格を付与する、スーパー推進委員の方はまさに林大臣、農林水産大臣が表彰して資格を認証するみたいな、そういうことにすれば推進委員の方も非常にやる気が湧いてくるんじゃないかと思つてまして、その辺もちょっと御検討頂ければと思います。

時間がやってきましたので、最後の質問はお願いで終わりますが、やはりこの農業委員会の活動を強化していく上に当たって、農業委員会のまさに事務局体制の強化、そして、はたまた半分ボランティア状態の農業委員の皆様、そして推進委員の皆様に対する十分な報酬の確保、これなかりせば、やはりその改革というのは絵に描いた餅に終わってしまうんじゃないかと思えます。

平成の大合併前後と後に比べ、こうした事務局体制ですとか、農業委員の数は非常に減ってきておる、その財源も交付税だとか交付金だとか非常に不安定な状況であるということ、是非、

農業委員会は非常に重要な役割を担っていますので、この十分な予算の確保、地方交付税の確保等について万全の対策を講じて頂きますようお願いし、私の質問を終わります。



2015.11.1 漁港漁場漁村整備促進議員連盟視察(境港市)

## 平成27年12月9日

- 畜産、酪農における離農の要因及び担い手等後継者対策に係る国の取組状況
- 畜産クラスター事業の一層の拡充に向けた検討状況及び大臣の決意
- 肉用牛等の増頭対策、繁殖基盤の更なる強化に向けた今後の方針
- 加工原料乳生産者補給金制度及び肉用子牛生産者補給金制度等について



2015.9.19 第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム(鳥取市)

## 質問(舞立)

直前の堀井先生がTPP中心の質問

でしたので、私の方は本日の主な議題である畜産関係を中心にやらせて頂きます。まずは、やはりこの度のTPPの大筋合意により牛肉の関税二八・五%が協定発効後十六年目に九%になる等、生産者の中で最も不安を与えているのが畜産、酪農分野であることは誰もが認めるところだと思います。

先月、政府が決定したTPP関連政策大綱によれば、牛・豚マルキンの法制化や補填率のアップ、豚マルキンについては国の負担率の引上げ、畜産クラスター事業の拡充等が盛り込まれるとともに、対策はこれで終わりということではなくて、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な政策に

ついては来年秋を目途に具体的内容を詰めていくとされ、一定の評価ができると思いますが、その反面、来年秋を目途に検討をまだまだ要するものがあるということ、対策の全容の詳細まではいまだ明らかになっていないとは言い難い状況とも言える状況ですので、やはりその辺が見えてこないことには、私を含め農業関係者の皆さんにとって、真に国会決議が守れたかどうかの判断は難しいかと考えています。

現場の生産者の皆様に国会決議を守ったと思つて頂けるように、日本の畜産、酪農の将来を持続可能なものとし、確実に再生産可能な環境を整備していくためにも、まさにこれからが政治の実行力、真価が問われる正念場だと思つてますので、農水省におかれてもしっかりと重く受け止めて頂きたいと思えます。

国内の畜産・酪農経営の現状においては、私の地元鳥取県でもそうですが、TPPとは関係なく、飼養戸数、飼養頭数の減少、担い手や後継者不足、飼料価格の高止まりや子牛価格の異常な高騰等、持続可能性を失いかけていく状況であると思えます。こうした状況の中で更にTPPが厳しさに追い打ちをかける格好となり、生産者の皆様の不安はいかばかりかと拝察します。

TPPによる関税の大幅な引下げは

まだまだ先といって手をこまねいている場合ではなく、新規参入促進等の担い手・後継者対策、生産基盤、繁殖基盤の強化、経営体質の強化、そして経営所得安定対策の強化など、早急に図っていくことが喫緊の課題と考えます。

まず、担い手・後継者対策についてですが、その前に飼養動向について若干触れます。私の地元鳥取県におきます飼養戸数ですが、平成二十五年度の二百六十九戸から、肉用牛の関係では、二十六年は七・九%の減少、そして二十六から二十七にかけて5%の減少で、今では三百二十三戸になっています。この減少傾向は大体全国と同様の傾向にあります。飼養頭数の方がいいです。二十五年の一万九千八百六十九頭から二十六年には四・九%減少したんですが、二十七年にかけてはマイナス〇・五%の減少とほぼ横ばいで、全国では3%減少しているのに対してよく頑張っているところかなと思います。特に、鳥取県、子取り用の雌牛の頭数が二十六年の三千七百二十頭から二十七年は三千八百頭に増加に転じてまして、明るい兆しも見られるところでは。

そして、酪農ですが、鳥取県の場合は県内一酪農協体制でして、大山乳業さんが非常に県民に親しまれながら頑張っておられますけれども、現在、

百四十三戸の酪農家が約六千頭の母牛を飼養し、年間五万六千トンの生乳を生産しております。飼養戸数は、平成二十年から二十六年、統計上の関係でございしますが、六年間で三二%減少しています。

この三二%の減少ですが、同時期の全国平均二四%の減少、そして北海道を除いた都府県ベースでもマイナス二八%の減少と、これに対しての三二%の減少ですから結構深刻な状況と言えます。飼養頭数、経産牛で見れば、同じ期間の比較で鳥取県はマイナス二二%の減少で、都府県ベースで見れば同期間でマイナス一八%の減少なので、緩やかな状況と言えます。何とか規模拡大を図りながら必死で頑張っている状況かと思えます。

いずれにしても、やはり飼養戸数、飼養頭数の全国的な減少を一刻も早く食い止めることが非常に重要な課題です。まずは、この飼養戸数の減少の状況を踏まえ、酪農の要因、それに対する新規参入促進等の担い手・後継者対策における国の取組状況についてお聞かせ下さい。

#### 答弁(今城生産局長)

先生おっしゃるとおり、全国ベースで酪農戸数、七年で二八%減、肉用牛

農家戸数は七年間で三二%減という状況です。畜産、酪農から離脱した要因は何なのかということについて、本年十月から十一月にかけて農水省で調査しましたところ、やはりパーセンテージとしては、高齢化、後継者問題が最も多く、次いで経営者の事故等ということになっている次第です。

そういうことも踏まえ、まずTPPの現状を踏まえてその対策大綱、これを踏まえて、マルキンの法制化等、将来をしっかりと明確にしていくことに加え、御指摘のとおり、担い手、経営者を確保することが重要と考えていますので、やはり地域ぐるみでの収益性の向上により地域の畜産経営の継続を図る、そういうことに併せ、後継者や新規就農者への円滑な経営の継承、継続にも資するという観点から、畜産クラスター事業、これを活用し、クラスター計画に基づく施設、機械の整備を支援するといったことを中心にしっかりとその問題に取り組んでまいりたいと考えています。

#### 質問(舞立)

今御指摘頂いた畜産クラスター事業については非常に期待が大きいところですが、この事業については、やはり現場でよく聞くのが、予算枠が足りない、単価が低い、支援対象を拡充して

ほしい、家族経営でも取り組めるような法人化要件の緩和など弾力的な運用をしてほしい、使い勝手をよくしてほしい、取組期間を延長してほしいなど、様々な要望があります。

この点、クラスター事業は、平成二十六年年度、昨年度の補正で創設された事業であり、現場ではまだまだ制度の詳細が十分認識されていないのかなと思っている部分もありまして、まずは制度創設の前後で、それまでの事業、政策に比ぶどのような改善、拡充が図られているのか分かりやすく説明をお願いしますとともに、今後、事業の1層の拡充に向けた検討状況についてもお聞かせ下さい。

#### 答弁(今城生産局長)

畜産クラスター事業の趣旨は、地域で関係者が連携して地域全体で収益性の向上を図ることです。

委員御指摘のとおり、このクラスター事業、平成二十六年年度補正事業でスタートしたわけですが、それまでのいわゆる施設整備事業と異なり、一つは、いわゆる共同利用原則五戸以上というような対象要件を外し、個別経営体の施設整備も支援の対象とするということのほか、中心的な経営体に支援を集中するというところもありましたので、補助率を三分の一から二分の一へかさ上



2015.9.22 第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園(米子市)

げするということでもスタートをしたところでは、現場の方から、一つは、建設コストの上昇等により上限単価が実態より低くなっているのではないかと、そういうことで実質補助率が二分の一に満たないことになっていて、あるいは、地域で連携を図りながら収益性に向けた取組を行う家族経営にも漏れなく支援がなされるよう要件を緩和してほしい等の要望を頂いています。

したがって、それらの要望に対し、地域における連携の取組を通じてこの畜産クラスター事業の効果が十分に発揮されるようにする観点から、どのような見直しが可能か、検討を行ってまいりたいと考えています。

## 質問(舞立)

色々改善に努めて頂いてますことは感謝申し上げますが、やはりまだまだ十分でないという声もありますので、不断の見直しをお願いいたします。今ご説明頂いた地域ぐるみでの収益性の向上が趣旨であることをしっかりと確保した上で弾力的な運用に努めて欲しいと思います。この事業は、昨年度補正と今年度当初で二百七十九億円と、厳しい財政状況の中でも極力確保して頂いてることに感謝しますが、地方からの要望額はゆうに六百億を超えている状況で、全然足りない状況です。

クラスター事業への期待が大きいだけに、本年度の補正、そして来年度当初予算に向け、全国からの要望が適切に反映できるか不安なところでは、是非、質、量共に、つまり内容、使い勝手、規模共に事業を拡充し、必要な予算額確保に向けた決意について、最後、大臣からお願いします。

## 答弁(森山大臣)

畜産クラスター事業は、先般決定されたTPP政策大綱にも、その拡充が、体質強化のための畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの柱として位置付けられています。

農林水産省としては、必要な予算額の確保に補正予算を含め万全を尽くした上で、畜産クラスター事業の効果が十分に発揮されるようにするとの観点から、どのような見直しが可能かも検討したいと考えています。



2015.9.28 「水月会」立ち上げ(東京)

## 質問(舞立)

是非よろしく申し上げます。TPP政策大綱には、基金等弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するという記載もありますので、現場が安心感を持って中長期的に取り組んでいけるよう、基金化の検討も是非よろしく申し上げます。

続いて、生産基盤、繁殖基盤の関係ですが、現在特に大きな問題となっているのが子牛価格の異常な高騰です。特に黒毛和種の現在の値段、五年前の平均価格と比べて倍の一頭七十万を超える状況です。飼料価格の高止まりも問題なのに加えて、和子牛価格の異常な高騰は、肥育経営の素畜費の圧迫、繁殖経営でも繁殖用の子牛の購入費の圧迫等によりまして、肥育、繁殖経営どちらにとっても好ましい状況とは言えないと考えます。担い手・後継者対策の強化と同様に、飼養頭数の減少にもしっかりと歯止めをかける必要があります。

冒頭触れましたが、鳥取県の場合、子取り用雌牛の頭数が増加に転じ、明るい兆しが見えてきてますが、鳥取県だけではなく全国的に波及させていくためにも、増頭対策への更なるご入れ、繁殖基盤の一層の強化が必要と考えますが、現在の国の取組状況や、更

なる対策の強化に向けた今後の方針について伺います。

**答弁(伊東副大臣)**

肉用牛の繁殖経営については、経営者の高齢化の進展等により、飼養戸数の減少が続いていることを踏まえ、繁殖雌牛の増頭、また導入対策について、平成二十六年から奨励金単価の引上げ等大幅な拡充を行ってきたところで、また、平成二十六年度補正予算及び本年度当初予算においても、乳用牛に和牛の受精卵を移植し和子牛の生産を拡大する取組、また発情発見装置と情報通信技術、ICTを組み合わせ、受精適期を検知し繁殖性の向上を図る取組、更に、畜産クラスターによる収益性の向上に必要な機械リースや施設の整備、新規参入における繁殖雌牛の導入等を支援しているところで、このような対策を総合的に実施していくことなどで、今後とも肉用牛の繁殖基盤の強化に向けて取り組んでまいります。

**質問(舞立)**

色々と充実に努めてきているということで、是非今後も様々な角度から充実できるように願います。

次に、畜産物価格等について移りませんが、今後、諮問、決定されていく

加工原料乳生産者補給金の単価、交付対象数量、そして肉用子牛生産者補給金の保証基準価格等につきましては、今回はTPPの大筋合意後初ということだけに、現場からは大変注目されています。TPPで一層厳しい環境が予想されるだけに、現場からの不安や期待に十二分に応えられるように、今までの以上にきめ細かく、確実に再生産可能な所得を確保できる水準にしていく必要があると思います。

時間の関係上まとめたいと思いますが、加工原料乳生産者補給金の単価や交付対象数量、そして肉用牛の子牛生産者補給金の保証基準価格等の来年度に向けた検討状況をまず説明頂くとともに、同時に、例えば加工原料乳でいきますと、TPPの政策大綱では、生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直すことと明記され、更に注記で、準備が整い次第、協定発効に先立って実施とあります。これについての見直しのスケジュール感や方向感、そして肉用牛の子牛生産者補給金につきましても、大綱によると、現在の経営の実情に即したものと見直すというふうに記載してあります。これについても、見直しの検討状況について、以上、大綱

のところは是非前向きな方向で答弁頂くようお願いいたします。

**答弁(伊東副大臣)**

加工原料乳の生産者補給金の見直しについては、算定ルールにのっとりまして、単価については生産資材や副産物等の直近の動向を反映させ、交付対象数量については生乳の生産事情や乳製品の需要等を考慮して、食料・農業・農村政策審議会の御意見を頂きつつ、適切に決定してまいりたいと考えています。

また、先般決定されたTPP政策大綱において、加工原料乳生産者補給金制度の対象に生クリーム等の液状乳製品を追加するとともに、補給金単価を一本化することとしており、この制度設計を含め、できるだけ準備を急ぎ、平成二十九年度からは実施できるように対応してまいりたいと考えています。また、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格等については、これについては、現在のルールにのっとりして生産コストの変化率等を反映し、これも食料・農業・農村政策審議会の御意見を踏まえた上で適切に決定したいと考えています。政策大綱におきましては、肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものと見直し、TPP発効後において子牛の再生産確保

が可能な水準となるよう算定することとしています。この見直しは、TPP協定による関税削減等の影響に対応するものであることから、TPP協定の発効に併せて措置することが適当だと考えています。



2015.10.4 米子がいな万灯振興会 創立30周年記念式典(米子市)



2015.10.3 因幡地区郵便局長会「舞立昇治を囲む会」(鳥取市)

## 質問(舞立)

畜産物価格等についてはTPP後初ということですが、来年度は基本的に現状の基準どおりで淡々とやるということだと思いますが、TPPの発効が二年後とも言われておる状況ですので、生産者の期待に込められるよう、そして十分な所得が、再生産可能な所得が確保できるように、経営の実情をしっかりと、そして今の基準では捕捉できない部分があるんじゃないか、見直すべき点があるんじゃないかと、様々な角度から御検討頂いて、しっかりと生産者にとって十分安心できる制度にして頂きたいと思えます。

最後に、やはり今の畜産、酪農の厳しい現状、そしてTPPによる更なる過酷な将来、これを考慮しますと、今後の政策の見直しに現行制度の延長線上にとどまれば、マルキンにせよ、補給金制度にせよ、そして経営費、プラス家族労働費の八割を下回った際に差額の四分の三を補填する肉用牛の繁殖経営支援事業にせよ、赤字経営が続いていけば、やはり家族労働費も十分に賄えず、幾ら担い手対策や生産・繁殖基盤の強化等をして、一部の先頭集団、トップ集団は今までの措置で、制度の拡充で大丈夫かもしれないませんが、やはり全体としては将来への不安がま

だまだ拭えないところですので、十分な効果を発揮できない恐れがあります。

やはり国として自信を持って再生産できる環境を用意しますよと言えるようにするためには、輸出拡大やクラスタ事業の充実、大規模化の推進等、先進的なトップ集団の育成強化、つまり、産業政策も重要ですが、それに偏らず、やはり分厚い中間層を育成し、第二、第三、第四集団といった中間層にも安心してやりがいを持って取り組んで頂けるようなセーフティネット対策、つまり地域政策の充実、これが非常に重要だと考えています。

この点、将来に向けて、魅力ある持続可能な経営が実現できるように、例えば経営体の規模等の類型に着目してそれぞれの経営類型ごとの指標を示し、十分な所得を確保できる実効ある経営所得安定対策を確立する等、来年秋に向けて中長期的な政策の骨太方針を示していく必要があると思えますが、大臣の御見解なり御決意をお伺いします。

## 答弁(森山大臣)

TPPの大筋合意によって長期的な関税削減の影響が懸念される中で、畜産・酪農経営においては、再生産を確保していくためには、大規模な経営体に限らず、意欲のある経営の継続、発展を図っていくことが重要なことであ

ろうと考えています。

このため、経営安定対策において中小規模の経営体も等しく対象とすることはもとよりでありますが、省力化等による生産コストの削減、品質向上等の体質強化対策についても中小企業の経営も含めた積極的な取組を期待しているところです。さらに、畜産クラスター事業により、地域の関係者が連携して多様な経営体を含めた地域全体の収益性向上を図る取組を強力に支援をしていきたいと考えています。

私は、現場を回りながら、どうしても理解ができなかったことが一つあります。繁殖農家の比較的ベテランの方々が、もう子牛の価格がいいから今がやめどきだと、こういう声を多く聞くわけであります。子牛の価格がいいのになぜやめようという気持ちになるのかなというのをよく考えてみますと、やはり肉用子牛の生産者補給金制度の保証基準価格について信頼を頂いていないのではないかと、こういうことをずっと思っています。

今回、大綱の中でも一つの方向性を示して頂きましたので、これが保証基準価格だったら更に頑張ろうと思っただけで、頂けるような制度にさせて頂くのが大事なことでないかと考えていますので、今後とも色々な御意見をお寄せ下さいますようお願いいたします。

## 質問(舞立)

ベテラン中のベテランの森山大臣の発言を聞き私も安心したいと思えますし、冒頭の大臣就任のご挨拶で、やはり農業は国の基だと、非常に重要なことだということを力強く言って頂きました。是非、現場の生産者の皆さんが明るい将来展望を抱けるよう、更なる対策の拡充とともに、国民や消費者の皆様への農業や食料安全保障の重要性に関する丁寧な説明をこれからもお願いして、私の質問を終わります。



2015.10.4 北栄町合併10周年記念式典(北栄町)

# 第189回通常国会で 成立した主な法律の概要

(7月～9月27日成立分)

## 1. 閣法（内閣提出法律案）

○ 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成27年7月8日法律第52号）

### ① 概要

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制を整備するとともに、火山研究機関相互の連携、火山専門家の育成・確保並びに自治体や登山者等の努力義務を新たに規定

### ② 施行日

公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年7月15日法律第56号）

### ① 概要

以下の新しい規制特例を設ける等の措置を講ずる。

- (1) I P S 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁
- (2) 都市公園内における保育所等設置の解禁



2015.10.8 第58回全国内水面漁業振興大会(米子市)

### ② 施行日

公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

- (3) 臨床修練制度を活用した国際交流の推進
- (4) 漁業生産組合の設立要件等の見直し
- (5) 地域限定保育士試験の政令市での実施の解禁
- (6) 公社管理有料道路運営の民間開放

○ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成27年7月15日法律第57号）

### ① 概要

中小企業の事業活動の活性化を一層図ることの重要性に鑑み、以下の措置を講ずる

- ・ 各省各庁の長等が中小企業者の受注機会の増大を図るための方針を定める
- ・ 中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置の拡充（小売・ネット業者等との連携、体験型観光への支援追加）等

### ② 施行日

公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年7月17日法律第58号）

### ① 概要

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実

施・強化すべく、以下の整備を行う

- ・ 平時の備えを強化するための関連規定の整備
- ・ 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備
- ・ 大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定
- ・ 大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

### ② 施行日

公布日から起算して20日を経過した日



2015.10.10 陸上自衛隊米子駐屯地創設65周年記念行事(米子市)



2015.10.10 大山町合併10周年記念式典(大山町)

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（承継円滑化法）（平成27年8月28日法律第61号）
  - ① 概要
    - ・ 中小企業基本法等で掲げられた「事業承継の円滑化」を促進する施策を以下のとおり措置し、中小企業・小規模事業者の持続的発展を図る。

- ・ 中小企業経営承継円滑化法の改正
- ・ 遺留分特例制度の対象を親族外へ拡充
- ・ 中小企業基盤整備機構による事業承継サポート機能の強化
- ・ 小規模企業共済法の改正
- ・ 親族内で事業承継した際の共済金支給額の引き上げ等
- ・ 小規模企業の経営状況に応じた掛金の柔軟化



2015.10.11 湯梨浜中学校・高等学校 創立10周年記念式典(湯梨浜町)

- 【中小企業基盤整備機構法の改正】
  - ・ 中小機構による事業承継サポート機能の強化（再掲）
  - ・ 中小機構による「申込金」に係る金融機関への委託業務の廃止
- ② 施行日
  - ・ 公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

- 農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成27年9月4日法律第63号）
  - ① 概要
    - ・ 農業の成長産業化を図るため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを行い、以下の措置等を講ずる

- 【農業組合法の改正】
  - ・ 経営目的の明確化、事業の執

- ・ 行体制の強化
- ・ 組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定の整備
- ・ 農業協同組合中央会の廃止及び一般社団法人への移行等
- ・ 農協に対する全中監査の義務づけの廃止及び公認会計士監査の導入
- ・ 全農が株式会社に組織変更できる規定の整備

- 【農業委員会等に関する法律の改正】
  - ・ 農業委員の選任方法の公選制から市町村長による任命制（議会の承認が必要）への変更
  - ・ 農地利用最適化推進委員の新設
  - ・ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、「農業委員会ネットワーク機構」を指定
- 【農地法の改正】
  - ・ 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人に係る要件（議決権要件、役員の前業従事要件）の緩和

- ② 施行日
  - ・ 平成28年4月1日

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）
  - ① 概要
    - ・ 女性の職業生活における活躍の推進

- ② 施行日
    - ・ 原則、公布日（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日）
    - ・ 国による優良企業の認定
    - ・ 10年間の時限立法
- 進について、以下を定める。
- ・ 基本原則の制定
  - ・ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
  - ・ 従業員301人以上の企業、国、地方公共団体は、女性管理職比率等の数値目標を含む行動計画を2016年4月1日までに策定、届出、公表しなければならない
  - ・ 従業員300人以下の企業は努力義務



2015.10.12 拉致問題の早期解決を願う国民の集いin米子(米子市)

- 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別す



2015.10.17 鳥取県立米子西高等学校  
創立110周年記念式典(米子市)

- るための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月4日法律第65号）
- ① 概要
- パーソナルデータの利活用の促進による新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上を実現するとともに、マイナンバーの利用事務拡充のために、以下の所要の改正を行う
- (1) 個人情報保護と有用性の確保に関する制度改正
- 特定個人情報保護委員会を改組し、個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関「個人情報保護委員会」を設置 等
- (2) 特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正
- 金融分野、医療等分野における利用範囲の拡充 等
- ② 施行日
- 一部の規定を除き、公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日



2015.10.24 街頭演説会(鳥取市)

- 航空法の一部を改正する法律（平成27年9月11日法律第67号）
- ① 概要
- 無人飛行機の飛行に関し、航空機の航行や地上の人・物の安全を確保するため、無人航空機の飛行禁止空域及び無人航空機の飛行方法を定める等の措置を講ずる。
- ② 施行日
- 公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日



2015.10.24 鳥取大学工学部創立50周年  
記念式典(鳥取市)



2015.11.7 JAいなば合併20周年にて基調講演(鳥取市)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月18日法律第73号）
- ① 概要
- 平成24年改正時の附帯決議等を踏まえ、派遣労働者の一層の雇用安定、保護等を図るため、以下の措置を講ずる。
- ・ 特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別を廃止し、すべての労働者派遣事業を許可制とする
  - ・ 派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続の推進
  - ・ 派遣先の事業所等ごとの派遣期間制限の設置 等
- ② 施行日
- 平成27年9月30日

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年9月30日法律第76号）
- ① 概要



2015.11.14 第50回鳥取県肢体不自由児者父母の大会(米子市)



2015.11.8 三の沢砂防堰堤完成式典(江府町)

グレーゾーンから「重要影響事  
態」、「存立危機事態」、武力攻撃  
事態まで、自衛隊が事態の深刻度  
に応じた対処ができるようにすき  
間のない体制を構築するため、自  
衛隊法改正など10本の法律の一部  
改正を一つにまとめたもの。

いわゆる集団的自衛権の行使を一  
部限定的に認めることを主な内容  
とするもので、武力攻撃事態に限  
られていた自衛隊の武力行使を、  
我が国への直接の武力攻撃でない  
存立危機事態でも認めるため、他  
国の防衛それ自体を目的としたも  
のにならないよう、「新3原則」①  
わが国に対する武力攻撃が発生し  
たこと、またはわが国と密接な関  
係にある他国に対する武力攻撃が  
発生し、これによりわが国の存立  
が脅かされ、国民の生命、自由お  
よび幸福追求の権利が根底から覆  
される明白な危険があること、②  
他に適当な手段がないこと、③必  
要最小限度の実力行使にとどまる  
べきこと」を定めた。

主な改正内容は以下のとおり

【自衛隊法の改正】

- ・ 在外邦人等の保護措置
- ・ 米軍等の部隊の武器等の防護
- ・ 平時における米軍に対する物  
品任務の提供の拡大

【重要影響事態安全確保法】（周辺事  
態安全確保法の改正）

- ・ 改正の趣旨を明確にするため  
の目的規定の見直し

- ・ 日米安保条約の目的的達成に  
寄与する活動を行う米軍以外  
の外国軍隊等に対する支援活  
動を追加
- ・ 支援メニューの拡大

【船舶検査活動法の改正】

- ・ 周辺事態安全確保法の見直し  
に伴う改正
- ・ 国際平和支援法に対応し、国  
際社会の平和と安全に必要な  
場合の船舶検査活動の実施

【国際平和協力法の改正】

- ・ 国連PKO等において実施  
できる業務の拡大（いわゆる  
安全確保、駆けつけ警護）
- ・ 業務に必要な武器使用権限の  
見直し
- ・ 国連が統括しない人道復興支  
援やいわゆる安全確保等の活  
動の実施

【事態対処法制の改正】

- ・ 存立危機事態の名称、定義、  
手続等の整備（事態対処法）
- ・ 存立危機事態に対処する自衛  
隊の任務としての位置づけ、  
行動、権限等（自衛隊法）
- ・ 武力攻撃事態等に対処する米  
軍に加えて、  
武力攻撃事態等における米軍  
以外の外国軍隊  
存立危機事態における米軍そ  
の他の外国軍隊  
に対する支援活動を追加（米  
軍等行動関連措置法）
- ・ 武力攻撃事態等における米軍

- ・ 以外の外国軍隊の行動を、特  
定公共施設等の利用調整対象  
に追加（特定公共施設利用法）
  - ・ 存立危機事態における海上輸  
送規制の実施（海上輸送規制  
法）
  - ・ 存立危機事態における捕虜取  
扱法の適用（捕虜取扱い法）
- ② 施行日  
公布日から起算して6月を超えな  
い範囲内において政令で定める日



2015.11.15中国横断自動車道岡山米子線4車線化  
促進期成同盟会総決起大会(米子市)

- 国際平和共同対処事態に際して我が  
国が実施する諸外国の軍隊等に対す  
る協力支援活動等に関する法律（国  
際平和支援法）（平成27年9月30日  
法律第77号）
- ① 概要  
国際社会の平和と安全のために共  
同して対処する諸外国の軍隊に、  
自衛隊が輸送や補給など後方支援

- ・ を実施することを規定する。これ  
までは、事態が発生した後に特別  
措置法で対応していたものを今回、  
一般法で対応するようにしたもの。  
自衛隊の派遣には、(i)国連決議、  
(ii)国会の例外なき事前承認、(iii)自  
衛隊員の安全確保が必要。
  - ・ 派遣される自衛隊は、海外での武  
力行使も、外国軍隊の武力行使と  
一体化する活動もできない。
- ② 施行日  
公布日から起算して6月を超えな  
い範囲内において政令で定める日



2015.11.17 山陰近畿自動車道 整備推進決起大会  
5(東京)

2. 議員立法  
○ 公職選挙法の一部を改正する法律  
（平成27年8月5日法律第60号）
- ① 概要  
参議院選挙区選出議員の選挙区及  
び定数の改正を行うとともに、選  
挙運動に関する規定において、合



2015.11.28 伯耆国大山開山1300年祭奉賛会設立総会(米子市)

- ② 施行日  
公布日から起算して3月を経過した日
- (3) 定数の増加  
北海道、兵庫県、福岡県(いずれも2人区↓3人区)  
東京都(5人区↓6人区)、愛知県(3人区↓4人区)
- (2) 合区(各県1人区↓2県合わせて1人区)  
鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県
- (1) 定数の削減  
宮城県、新潟県、長野県(いずれも2人区↓1人区)
- 区された選挙区については一般の選挙区の2倍とする特例を設ける等の措置を講ずる。

- 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律(平成27年9月16日法律第69号)
- ① 概要  
近年、雇用形態が多様化するなかで、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進するため、以下のことを定める。



2015.11.29 自民党「立党60年記念式典」(東京)

- 公認心理師法(平成27年9月16日法律第68号)
- ② 施行日  
公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- ① 概要  
国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、公認心理師の資格を定め、心理に関する支援を要する者等の心理に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図る。



2015.12.20 自民党鳥取県連臨時県連大会(鳥取市)



2015.12.5 中国ブロック青少年国際交流を考える集い(米子市)

- ② 施行日  
公布日
- ・ 基本理念
  - ・ 国の責務等
  - ・ 調査研究等(労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態、雇用形態の転換の状況等)

『会いに行ける国会議員みわちゃんねる突撃永田町!! USTREAM akasaka plus』に出演しました。

第145回のゲスト  
**自民党 舞立昇治 参議院議員**

みわちゃんねる公式サイト  
<http://miwachannel.com>

**インターネットで審議中継  
動画がご覧頂けます**

- ①まずは
- ②『参議院インターネット審議中継』というサイトへとびます。
- ③会議名や発言者からの検索がありますので観たい審議中継の絞り込みができます。

※動画の視聴は windows のみとなっております。

**まいたち昇治事務所**



◀まいたち昇治公式 HP  
<https://maitachi.com>

まいたち昇治 検索

鳥取 〒680-0832 鳥取市弥生町222  
倉吉 〒682-0022 倉吉市上井町1丁目129  
米子 〒683-0067 米子市東町177東町ビル

facebook  
まいたち公式ページ  
<https://www.facebook.com/shouji.maitachi>

g+  
<https://plus.google.com/+Maitachi/posts>

TEL:0857-21-5320/FAX:0857-21-5323  
TEL:0858-24-5028/FAX:0858-24-5128  
TEL:0859-37-5016/FAX:0859-33-5716

Ameba  
公式ブログ  
<http://ameblo.jp/maitachi/>

YouTube  
まいたちチャンネル  
<http://www.youtube.com/maitachishouji>